

特 231

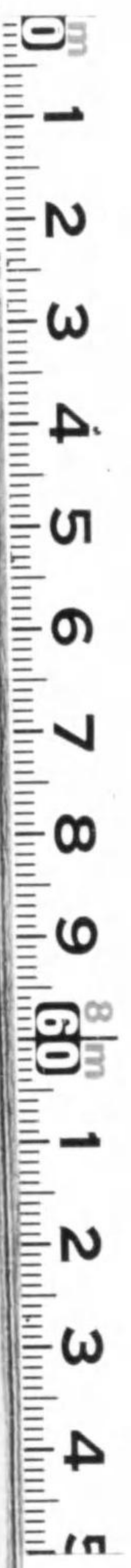
昭和五年三月

大阪府官幣社

現行
特殊

慣行神事

財團法人 大阪國學院



始



特231
481

序に代へて

本院は昨年度に於て『大阪府神社要覽』を發刊し、つゞいて大阪府の調査に微力を致し、神社の現行特殊慣行神事の調査に當つたが、府下官幣社に關するもの調査を終へたので、爰に刊行することとした。

本書の内容は古より傳へ來れる現行の特殊慣行神事を集録したものであるが、我が國民の發瀨たる意氣と其の典雅優麗なる古來の風習の根本的一端の存續は、是等の神事に現はれてゐる。これが保存と更に廢絶せる神事の復興とは今日の勢に鑑みて最も重要な國家的意義を有するものであると信ずる。本書がこの意味に於ける使命の一端を果し得ば洵に幸である。



昭和五年三月

財團法人 大阪國學院

凡 例

- 一 本書は神社の報告を基礎とし、更に之に加ふるに古來の文書に現はれたる必要なる關係章句及び圖會を調査集録したものである。
- 一 本書中に收むる圖會中『浪速叢書原版より』と誌せるは、浪速叢書刊行會理事江崎政忠氏の特別なる好意により、浪速叢書に用ひたる數十枚の凸版を以て印刷したものである。記して爰に感謝の意を表す。又寫真版は神社有のものを借受けて印刷に附したるを謝すると共に、調査上特別の便宜を與へられたる大阪市立圖書館長橋本文學士の好意を謝する次第である。
- 一 圖會中數頁に亘る連続的のものは、その最初のものにのみ説明を附した。

大阪府官幣社現行特殊慣行神事 目次

住吉神社之部

一、神事の今昔……………	一
二、踏歌 祭(寫眞版二頁・凸版二頁)……………	三
三、白馬節 會(凸版三頁)……………	一〇
四、御結鎮 祭(凸版二頁)……………	一七
五、埴使(凸版二頁)……………	二二
六、卯之葉神事(寫眞版一頁・凸版八頁)……………	二八
七、御田植神事(寫眞版三頁・凸版八頁)……………	四〇
八、神輿洗神事(凸版二頁)……………	六八
九、夏越大被(寫眞版三頁・凸版一二頁)……………	七二
一〇、寶市神事(寫眞版二頁・凸版五頁)……………	九七

大鳥神社之部

- 一、花摘祭……………一一五
- 二、堺渡御祭……………一二〇
- 三、冬季祭……………一二六

生國魂神社之部

- 一、若菜祭と卯杖祭……………一二九—一四六
- 二、八幡宮御弓祭……………一三〇
- 三、走馬祭(凸版三頁)……………一三一
- 四、道饗祭……………一三八
- 五、初穂祭(寫眞版二頁)……………一三九
- 六、鎮火祭……………一四四

枚岡神社之部

- 一、御粥卜神事(凸版三頁)……………一四七
- 二、平クニムケ國マツリ祭……………一五八

水無宮之部

- 一、松囃神式……………一六一

四條畷神社之部

- 一、春季祭並御鎮座記念祭(寫眞版一頁)……………一六五

官幣
大社

住吉神社現行特殊慣行神事

神事の今昔

今を去る二百四十二年前の元祿二年に貝原好古の著はした『八幡宮本記』に『此の社の祭禮は、日月におこたる事なし、其事津守棟國の當社年中行事に詳なり。

しかれども後世に至つて、斷絶せること多し』

とあるが、今から百三十三年前の寛政十年開板の『攝津名所圖會』には、住吉神社の祭典は一年に七十五箇度あるといふ記事が載つてゐる。元祿二年以前に貝原好古が斷絶したといつた祭典が、復活しての一年七十五箇度であるかどうかは明瞭ではないけれども、寛政年間に一年に七十五箇度の祭典があつたといふことは攝津名所圖會によつて知ることが出来る。而して現在は八十六箇度の祭典が行はれてゐる貝原好古が斷絶せること多しといつた、その祭典を復活してゐるかは知り難いが、復

活されぬ祭典もまだあるといふことであるから、往時住吉神社の盛大なりし祭典が偲ばれる。

さりながら、寛政年間よりも今日の方が、その祭典の多いことは神社の爲めに祝すべきことであり、且は又神祇を中心とする我國家の爲めに喜ぶべきである。

遮莫。住吉神社の年中行事である現行の特殊慣行神事は

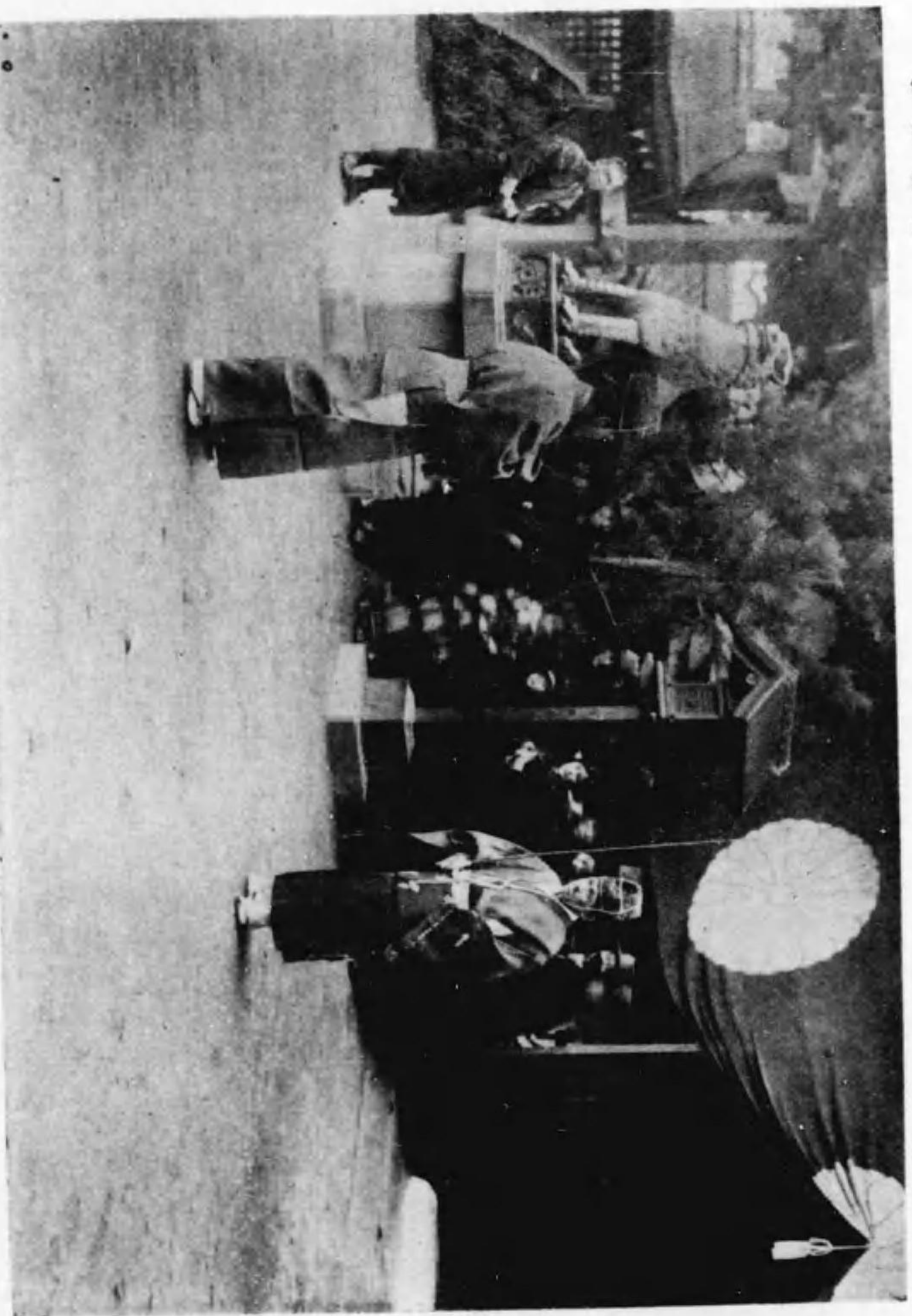
- 一 月 四 日 踏歌祭
- 一 月 七 日 白馬節會
- 一 月 十三 日 御結鎮祭
- 二 月 及 十一月(日不定) 埴 使
- 五 月 上 卯 日 卯之葉神事
- 六 月 十 四 日 御田植神事
- 月 齡 六 月 十 四 日 神興洗神事
- 七 月 三 十 一 日 - 八 月 一 日 夏越大祓
- 十 月 十 七 日 寶之市神事

の九種類の祭典である。且し二月及十一月の埴使の祭事が二箇度であるから、住吉神社では年々十箇度の特殊慣行神事を、現在行つてゐるのである。

踏 歌 祭 (一月四日)

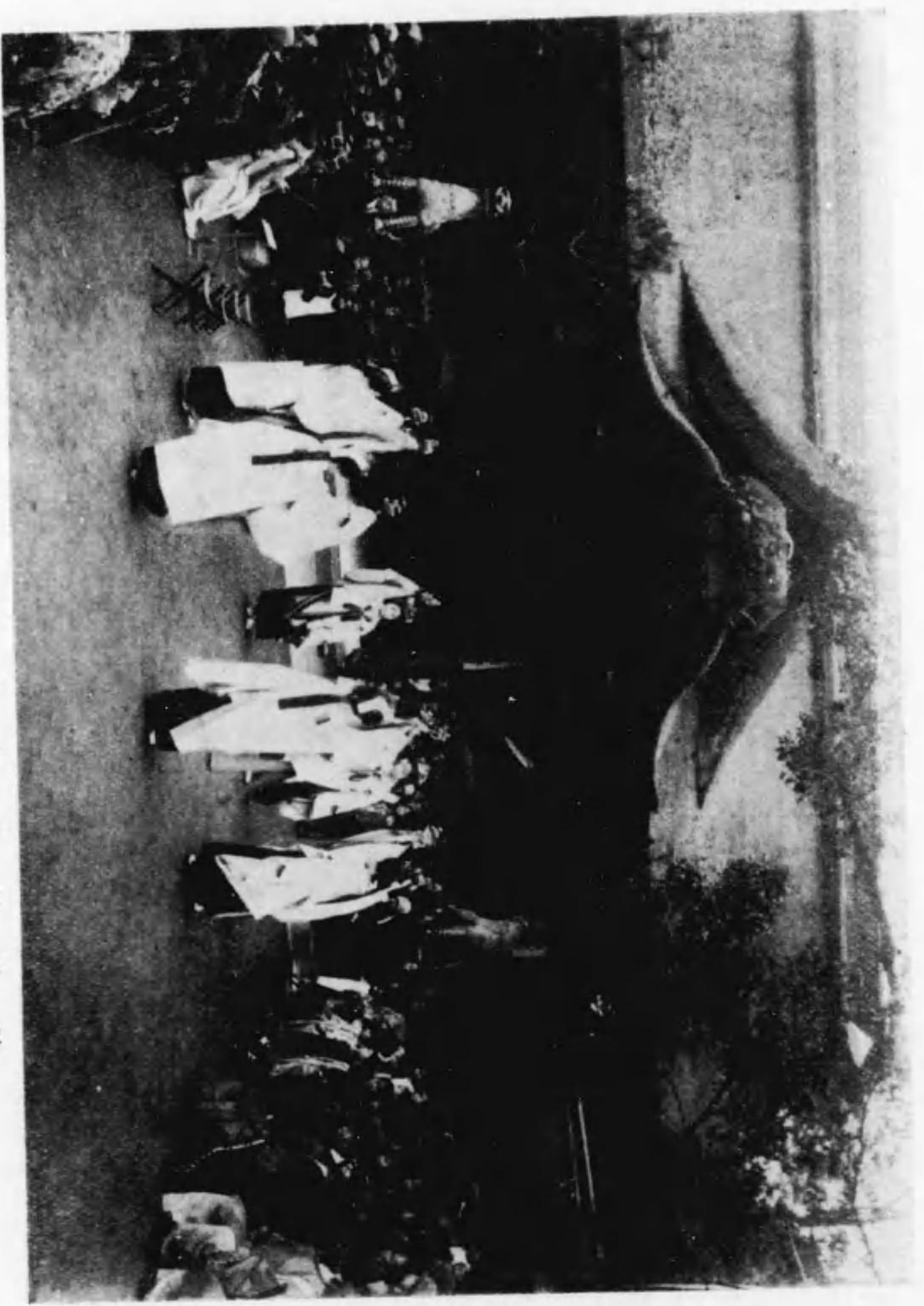
一、起源及沿革

踏歌祭は古くから傳つてゐる神事ではあるが、其の起源については明かでない。たゞ、古へ宮中で、正月十六日に踏歌の節會があつた。これについては『江家次第』に『正月十五六日、月明時京中士女踏歌云々見朝野僉載二十』とある。天武天皇第三年の正月に天皇は大極殿に渡御あらせられて、之を行はせられたといふことであるが、これが古の宮中では恒例の儀式になつたのである。元來、住吉神社は歴代の皇室に於かせられて、頗る尊崇篤かりし爲めに、宮中の御儀式が神社にも移されて、この踏歌祭が行はれるやうになつたではあるまいか。尙この祭は寛政年間までは夜間に行はれたが、其後は朝に改められ、明治維新後には略式で行はれてゐる。



(ろことす召を役所の持袋人神)

一 共 事 神 祭 歌 路



(樂神上庭の女乙八)

二 共 事 神 祭 歌 路

一、神事執行の様

神職以下所役二人（直垂着用）所役の一人は梅の楯たもとを手に持ち、他の一人は大和錦の袋に小餅を入れたるを持つて、神前所定の場に着座し、神職は祝詞を奏上して後、小餅を入れた袋を持つた所役は庭上五六間の場所に出て、神座に向つて立つのである。此時に梅の楯を持つた所役は庭上に降りて、袋持の所役と向ひあつて立つて『ふくろもち』と呼びかける。袋持の所役は『おうともよう』と答へながら進み出る。かくの如くに呼び且つ應へること三度、兩者互に向ひあつて進み來つて行き違ひ、兩所役は遂に其の位置を換ゆることになる。かくて袋持の所役は其のまゝ拜殿に昇つて豫て設けられた案の前に進み行き、拜禮して後に袋の中にある小餅を手にとり取つて『一、二、三、四、五、十』と數へながら小餅を案上に献たまげ、つゞいて『萬歳樂、萬歳樂、萬歳樂……ッ』と唱へ拜禮して退出する。次いで各本殿で狩衣姿の神職によつて餅まきの行事がある。之を得ると幸福が授かるといはれる。

附記 踏歌祭の様は現在は略式で行はれてゐることは既に述べた通りであるが、今から百三十六年前の寛政六年に刊行せられた『住吉名勝圖會』の記す所によると、これは古式であつて、其の華麗はまやさが窺はれる。即ち同書の記す處を現代文にして参考に掲げると次の如くである。

『四月同前（同前とは朝早く總官權官出仕して奉幣し、大神を拜することである。）今夜戌ノ刻に總官權官並に氏人等が、一の神殿に參殿して幣殿に着座し、樂人は拍子筚篥、大拍子等を持つて、北の中門の前にならび立ち、雙調を吹奏し、言吹ことぶが神前を練り廻ること三度、此の間、言吹以下の者が御前で舞を舞ひ、これが終つて、祝詞を擧げ、袋持を召し、袋持は餅を袋から取り出して其數をよみ終つて退出する。其の時に樂人が『薙田たぎん』をうたふ。練童ねどう、練男達は神前に出て舞、田中井戸をうたひ終つて退出する。それから兩官以下樂人一同は神宮寺に參り、萬歳樂、延喜樂を奏するが、尙ほ其外に式もあり終つて退出する』とある。

『住吉神社諸神事次第』に踏歌祭の記事が載つてゐるが、前記『住吉名勝圖會』の記載と畧ほ同一である。けれどもこの『神事次第』には練童二人、練男二十人参加すること、と若し其の數が不足した場合には部内及び田邊、桑津地方などから召し加へると記してある。



(るよに版原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 三其事神祭歌踏

尙ほ『同次第』には「筵田」を歌ふ間に練童一人と練男一人とが神前で舞ひ、それが終ると次に二人が舞ふとある。

白馬節會（一月七日）

一、起源並沿革

白馬の節會は古來の神事ではあるが、其の起源については明かでない。さりながら、古へ、宮中に於ては正月七日に白馬の節會があつた。

白馬節會（アヲウマノ節會と訓む）といふのは、元來馬は陽の獸類とせられ、白馬の眼色は碧色であり、碧緑の色は春の氣を湛ゆる處からして、何時の頃からかは不明であるが、正月七日に青馬を見れば年中邪氣を除くといふことが『公事根源』といふ古い書物に見えてゐる。又、文徳實錄といふ書物にも

『仁壽二年十月甲戌、幸豐樂院、以覽青馬助陽氣也』

とある。仁壽二年といへば今を去ること一千七十九年前であるが、平安朝の初期で、

この頃は色々な信仰の起つた時代であるから、かうした縁起的信仰も生れたものであると思はれる。

この白馬の節會が何時頃から住吉神社で行はれたかは不明であるが、踏歌祭の項で誌したやうに、此の神社が、古來、皇室の尊崇頗る厚く又京紳の崇敬も深かつた所からして、宮中で行はれてゐた白馬節會も住吉の社頭に傳承せられたものであらう。

白馬節會は踏歌祭と同じく寛政以前は夜間其の式を行つたものであるが、それ以後は之を朝に改め、明治維新になつてからは複雑なる古式は止めて略式を以て行ひ今日に至つてゐる。

二、神事執行の様

奉行二人が、神馬に附添つて、神馬を第一本殿の庭上に牽出し、神職が祝詞を奏上して後に神馬舎人は神馬の口を取つて拜禮し、次に第一本殿の周圍を駈け廻ること一回次に各本殿を拜禮し、各其周圍を駈け廻ること各一回、かくて退出する。

附記 白馬は大阪の炭屋の連中が奉納する慣習になつてゐるが、白と正反對の商品を取扱ふ炭



(るよに版原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 一其事神馬白



(るよに版原書叢速浪・載所一第鑑波難) 二共事神馬白

屋が奉納するのは頗る興味あることである。

寛政六年開板の『住吉名勝圖會』には白馬節會に附いて、現行神事の模様と少しく異つた記事が載せてあるから古昔の神事を窺ふ一端にと掲載する（但し現代文にして）

『辰之尅神供備進、神官總官權官幣殿に着座し、氏人等は庭上に着座。正禰宜、祝詞を奏上し、祝詞終つて、神馬を牽き廻す。而して後、五所御前に参り、祝詞を奏上し、饗膳の式があつて、各々が退出する。巳之尅白馬神事、馬四疋（内一疋は川原毛）青摺の狩衣を着た禰利男十人、弓矢を持つて参列する』

『住吉社諸神事次第』には『青馬の神事、巳ノ刻、在廳官人等参集し、馬四匹の内、葦毛一匹、禰利男十人（弓矢裝束、青摺一則其□□キ）使代官二人、衣冠をつけ、兩官出仕せず、禰宜四人（布衣）参官の後、下客殿に著座し、酒肴あり、引出物には紙十三束、禰宜等役』とある。

又、『難波鑑第一卷』には『住吉白馬の神事、正月七日』と題して次の如く該の神事を記してゐる。『難波鑑』は『蘆分船』と同じ著者の筆に成つたもの。著者は一無軒道治で、今を去る二百五十一年前の延寶八年に出版せられたものである。』

『今日、一の神殿へ御精進供を備へ奉る。神前に於て、白馬の乗初あり。此時、神主一族、禰宜、社僧、俗人以下にいたるまで仕出しけると也。抑、白馬の節會といふこと、大内において、

今日おこなはる。此節會をかたどれるにや。是は天武天皇十年より、はじまれり。馬は陽の獸なり。青は春なり。是によりて、正月七日に青馬をみれば、年中の邪氣を除くといふ本文傳る也。されば主上紫宸殿に出御おはしまして、白馬を御覽ある也。夜に入りてのことなり。此時の出御をりから地下人も玉體を拜みたてまつる。されども、法頂は、今日まで御門に入事停止。節會の義式さまふありといへとも、本より下さまのもの、しることにあらねば、あらはすべき節もなし、僻耳にき、なし侍るは、内辨のみこゑにて、いしは、まかりよんぬるかとのたまへば、いし着座といらへ、又開門などいへる事有り。今のわらばへの春駒といふは、是よりはじまり侍るにや

『こよひある節會に馬を引ぬれば ひらくといふや四つ足の門』

又、『中右記』(永久二年今を去る八百十七年前十二月十七日の項に)百河院法皇が、住吉御遷宮につき神寶奉獻の爲め、諸役人に進登を御命じになられ、且つ白毛の神馬をも御覽あらせられた記事が見えてゐる。この神馬は皇室から住吉神社へ奉納せられた。

『攝津名所圖會大成』は曉鐘成の著はす所で、著者の歿後文久元年——同三年に亘て出版されたものである(約七十年前刊行)。本書の卷之六に『住吉神馬』と題して

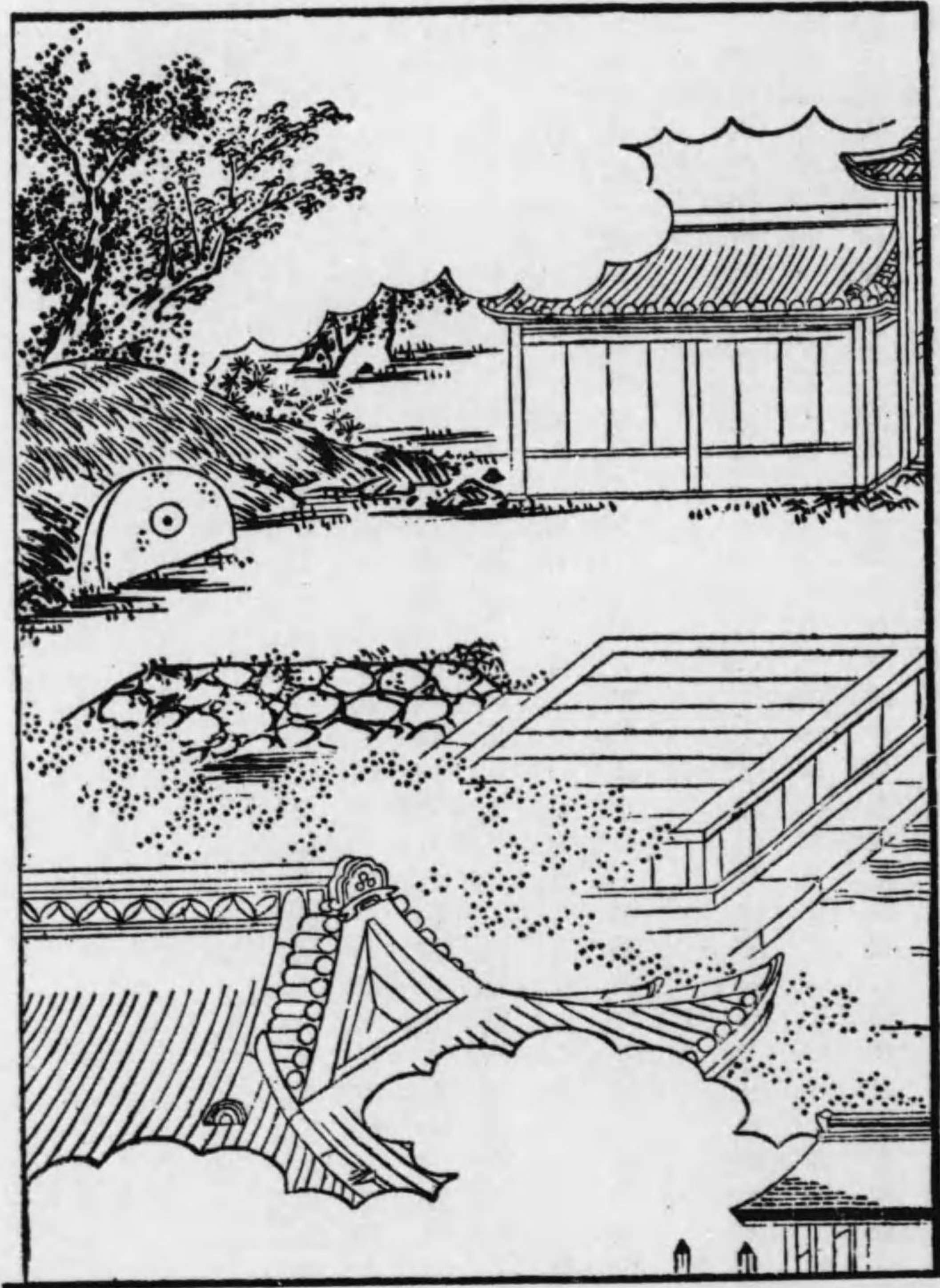
『同村にあり、(同村とは北田邊村) いにしへより、住吉の神役をつとむ。則ち白の神馬を毎

朝住吉へ索ゆき、神馬舎につなぎて、守護し、毎日つれかへりて當村において養ふ。又此白馬は凡丹後國に生ずるものにして、彼方より迎ふる也。されば神馬死する以前にはかならず彼國に白馬生ず、故に、丹後に於て、住吉の神馬の死するを豫て知るといへり。』とある『墨江紀畧上』諸館の項には『神馬既在北田邊西、又北田邊村有神馬厩』と記されてあるが、この北田邊村にある神馬の厩といふのは、代々相傳へて今日に至つてゐる、住吉區北田邊町の神馬奉仕者橋氏の守つてゐる厩のことである。

御結鎮祭 (二月十三日)

一、起源並沿革

この御結鎮祭は神功皇后三韓征伐の御故事に因むたもので、此の神事が何時頃、始まつたものであるかは不明であるが、祭事の意義は天下泰平の祈願であるといはれる。明治維新前までは御結鎮弓の習禮があり、神事は盛に行はれたものである。當日は弓場で弓十番あり、終つて賭弓があつた。



(るよに版原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 事神祭鎮結御

二、神事執行の様

現今は祭典ばかり行はれてゐる。

附記 『難波鑑』第一卷に『住吉御弓。壹月十三日』と題して、次の文が見えてゐる。

『今日晝過より、神主一族、禰宜出仕して、南の拜殿にをいて、饗膳し、おはりて、其後の場に、下りて、二人づゝ、かはりくゝに弓を射る。其義式委細也。むかしは、大社御狩の神事とて、神子男の形となりて、弓箭を持って、狩場を出る體の義式ありと、舊記に見えたり。是等のこと、今は中絶せるか尋べし』とある。『難波鑑』の出版されたのは延寶八年で、今から二百五十一年前であるから、この記事を見ると、二百五十一年前既に古代から傳えられて來てゐた住吉神社の御狩の神事はなくなつて、弓の習禮ばかりが、御結鎖祭の儀として残つてゐたものであらう。

寛政六年刊行の『住吉名勝圖會』卷之二には、『巳之尅御結鎖神事 兩官神官氏人等、上客殿に着座し、酒一献をすゝむ。而して若宮の御前にならび立、次第に一の神殿に參し、幣殿に着座す。神供等すゝめ奉り、御講の導師講終つて、各上客殿に退き座す。神宮寺の社僧、同じく着座す。政所目代、射手をよぶ。射手出て弓をはじむ。此時南門の側に酒並華

髻をもうけ、射手に酒一献、華髻一ツをあたふ。弓十番終て、各御前にいたり、賭弓の射手、弓箭を總官權官にすゝむ。また上客殿にかへりて、座して酒五献をすゝめ退出す』とある。

尙、百三十二年前に出版した『攝津名所圖會』卷ノ一には

『十三日御結鎖弓箭の大禮なり。神功皇后三韓退治より起れり。天下太平の御祈禱なり』と掲げてある。

又『住吉社諸神事次第』には大略左の如くに記してある。

十三日御結鎖神事。巳ノ刻、先づ政所目代等弓の試射をなし、而して酒肴の饗應があり、試射が終てからの懸け、社司以下、南門から入つて、上客殿に座を占め、次で社司氏人及び客の面々が、若宮の御前庭に列立する。神官が南門から入る時に、社司以下御前に參る。而して社司は幣殿に着座する。氏は庭上の床子に著席。客は同じく其の北床子に著席する。かくして席定まるや、神官等は御殿に參り、内陣で御供備進の時には、總官權官神前に參つて傳供し、一の御前御供進をなし、次に二次に三次に四の御前御供進をなし、供進終つて、總官權官は元の座に歸る。

次に御講導師二僧役は此の間に上客殿に著座する。神官も亦同じく著座する。……著座してから、酒一献あり、差帳座文等を檢閲する（政所目代不參の時には禰宜が代つて

閱覽する) 閱終つて、總官權官の加判がある。次で弓筒を渡すのである。……政所目代は弓筒の前に立ち、射手を召す。かくて射手は弓を射る。神人所司は南門の西脇で酒花髻を供へ、射手の入る時には酒を一度飲み、花髻一つを取る。弓十番が畢ると、賭弓が三度行はれ、次で各座を起つて、神前に参り、社司氏人以下は庭上の床子に著席する。總官權官に射手が弓を進め、總官權官は幣殿の庇柱に弓筒を立て、政所目代は讀み上げる。……而して上客殿に歸つて、「獻し終つて、各退出。」とある。

神佛混淆せし往古の神事の様子がこの記事によつて眼底に展開せられる。

埴

使 (二月及十一月日不定)

一、起源並沿革

埴使といふのは、祈年祭と新嘗祭に附随した主要な行事であつて、神武天皇が大和に於て天神地祇を祭り給へる時に、天香久山の埴で、天平瓮を作らせ、之を祭器とせる古き故事に倣つて、住吉神社に於ても、祈年、新嘗の兩祭の前には現今畝火山の埴を取る

爲めに、埴使を發遣する。

一、神事執行の様

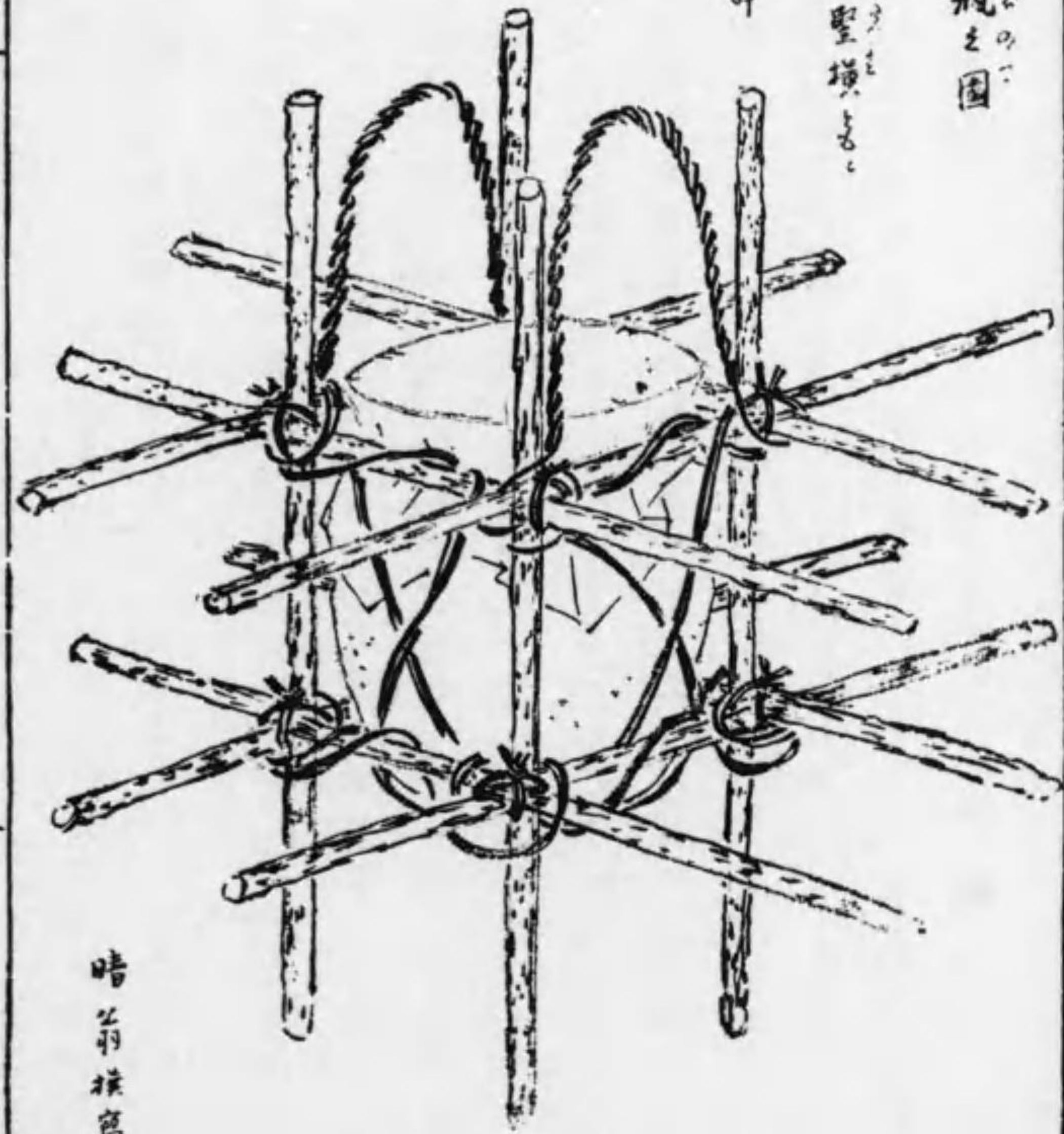
祭典の十日前に、正使一人と副使一人が、使丁一人を随へて、大和國に向つて出發する。先づ高市郡雲名梯神社に着いて、裝束を改め、衣川の清水で手水をし、畝火山頂の畝火山口神社で祭典を行ひ而して、同社前の往古から定められた所で、口に榊の葉を含み、埴三握半を採り、この埴を埴宮に收め、榊の小枝に木綿を着けて、之を埴宮に附け、途中の穢を避けて、歸參し、埴司に命じて、天平瓮を作らして、祈年、新嘗兩祭の祭器にする。埴使は往時、交通の便開けなかつた時代には、騎馬で祭衣を着けて出向したが、現今では汽車で往復してゐる。

附記 寛政十年開板の『攝津名所圖會』卷の一には次の如く出てゐる。『埴使祈年祭また十一月新嘗祭兩度に、神人大和國に行く。其道筋馬上にて祭衣を着し、祓を修し、路次一日にして、彼所に到る。天香山を去ること半里、畝火山口神社祭神、神功皇后、埴使こゝに於て裝束を改め、香山の社司と共に祓を修し、かの山に入つて埴を取る。其時口に賢木葉さかきを含み、身を

神酒瓶之圖

木の長、聖櫃も、

七寸許
木のネリ
九寸
五寸全

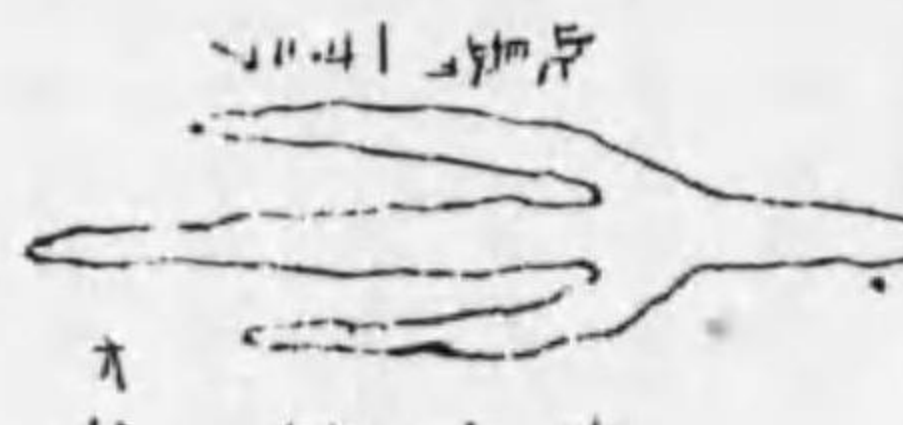


暗公羽根寫

晴翁漫筆所載・波叢書原版の上に

天平笥の圖

神供餅之圖



オハリト云

神供餅



九分許



七分許

神供餅



高廿五合全



横

五分

凡

四角

三角

徑六分
中四分



長



高四分
五分許



面上

二粒入

中五分

平



側

五分

五分

一名

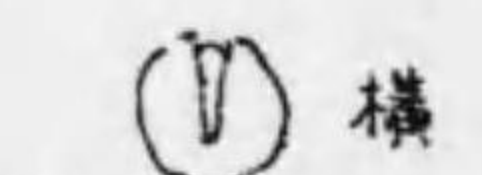
アト云



長

五分

五分



横

五分

五分

五分

清む。古より其土を取る所定まれり。こゝに神井あり、水極めて清冷なり。是即神代の天眞名井なり。此靈水を汲んで手を淨め、土を取る事三摺半。此山に多く賢木あり、埴使これを折りて埴の器に添ふる。其翌日住吉に販りて、天平瓮を造り、大神に備へ奉る。祈年祭は二月朔日に住吉を出で、翌二日に歸る。新嘗祭は十一月子の日に、出で、丑日住吉に歸る。兩度俱に平瓮を造り、神供の祭器とするなり。

抑、埴を取る濫觴を原ぬれば、『日本紀』に曰く神武天皇天香久山の埴土をとりて、八十平瓮をみづからつくり、おはしまして、諸の神を祭り、天下を謚めさせ給ふ。その土を取る所を埴安といふと見えたり。又むかしは、天香久山にて埴を取りしが、今は畝火の側慈明寺山にて取るなり。

くはしきは『大和名所圖繪』にあらはす。四日平瓮造。

『晴翁漫筆』卷之壹（曉鐘成著安政五六年頃脱稿せりといはる）に

『……むかしは天香具山にて埴を取りしが、今は畝火山にてとる事とはなれり。舊其埴を得て歸り、神官瓮を造る事、數九十六。これを分ちて四十八づ、二夜に供す、大きな經凡七分許にして、圓く平かに中に凹あり、俗に土團子と稱す。尤いにしへは、是より大きかりしを後世畧して小形に造る者ならん乎。又神酒を献する瓶あり、其製瓶の陶を柳枝を用

てかこみ藤蔓にて之を搦む。此柳枝は社頭の濱に生る所の柳を伐りて用ゆるを古例とす。號けて、みたら木と云ふ。前に神官侍者宮の内に於て醴酒を醸し、宮中にて此のツボに汲いれ紙を以て口を覆ひ、爾して神に捧ぐ一社に二瓶づ、なり。故に都合八瓶製す。又一種都久手といへるものあり、是も全く瓮缶など古へ號くる器なり。土を以てつくねし器ゆへ、津久禰と號けしを、後世誤つて『つくで』と稱るならん乎。又神供の餅類に異風なるもの有。皆餌にて製す。因に此に圖す』

と誌して十四五種の器の繪を載せてある。

『大日本百科辭典』

二月の祈年祭、十一月の新嘗祭の兩度祭日の前に埴使とて、當社の神官、大和の畝火山に到り、彼所の神官と共に祓を修し、山に入りて土を取る、昔より土を取る所定まれり。其所に清冽なる井あり、これを汲みて手を清め、口に榊葉を含み、土を取ること三握半、山の榊を折り取り、土に添へて持ち歸るを例とす。

翌日、其土にて平瓮を作り、神饌の具とす。これ神武天皇天香具山の埴を取り、八十平瓮を作らしめて諸神を祭らせ給ひし吉例に則るものなるべし。昔は此使は騎馬行列をなして行きしも、今は汽車の便により、兩懸の前函に官幣大社住吉神社埴使と記したる木札

を立てたるを神丁をして荷はしめて行く。

卯之葉神事（五月上卯日）

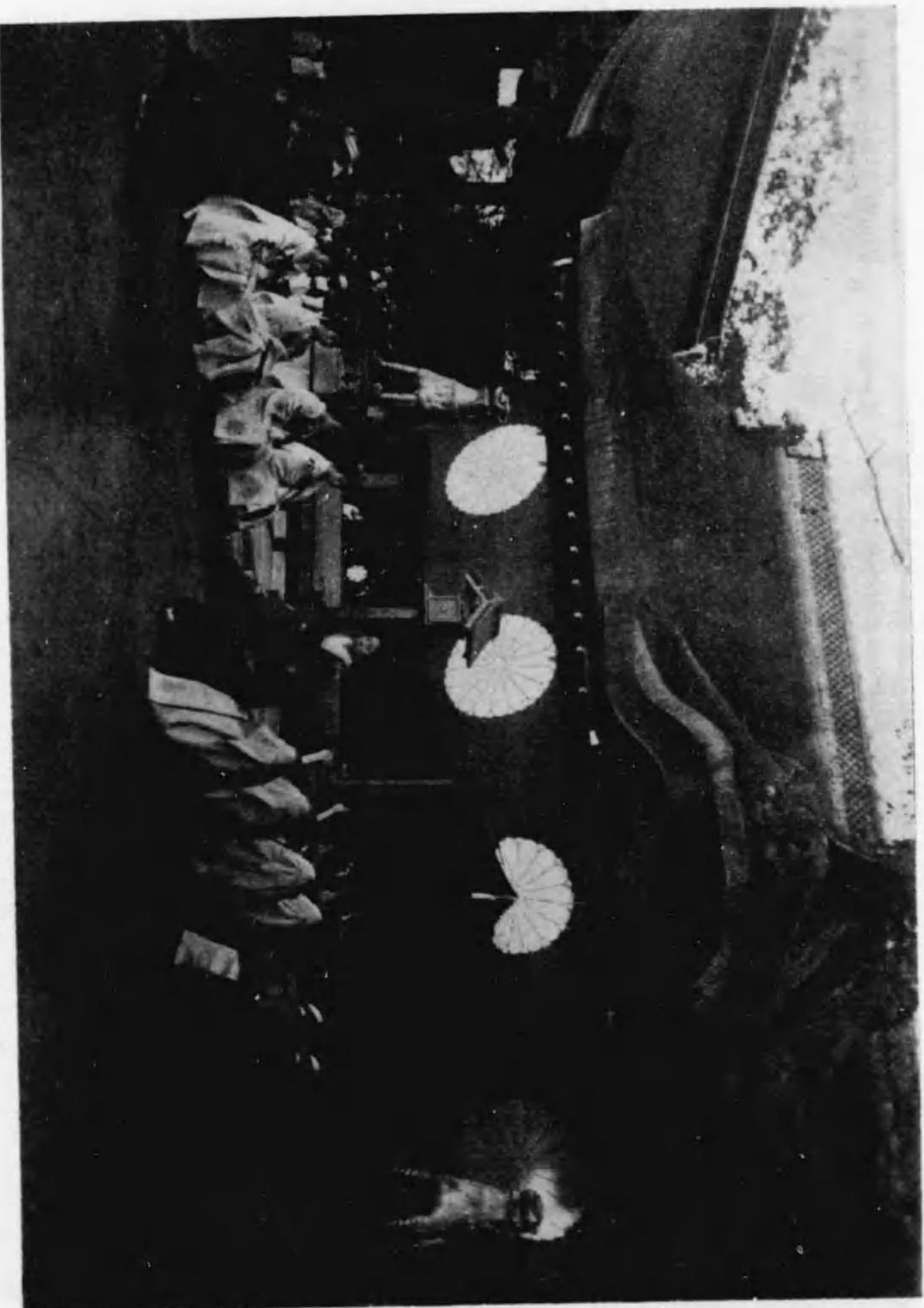
一、起源並沿革

住吉神社の鎮座は神功皇后の攝政第十一年四月上卯の日となつてゐるから、昔から陰曆四月上旬の卯の日に之を修行してゐたが、今は太陽曆の五月上旬の卯の日に改めて執行せられてゐる。

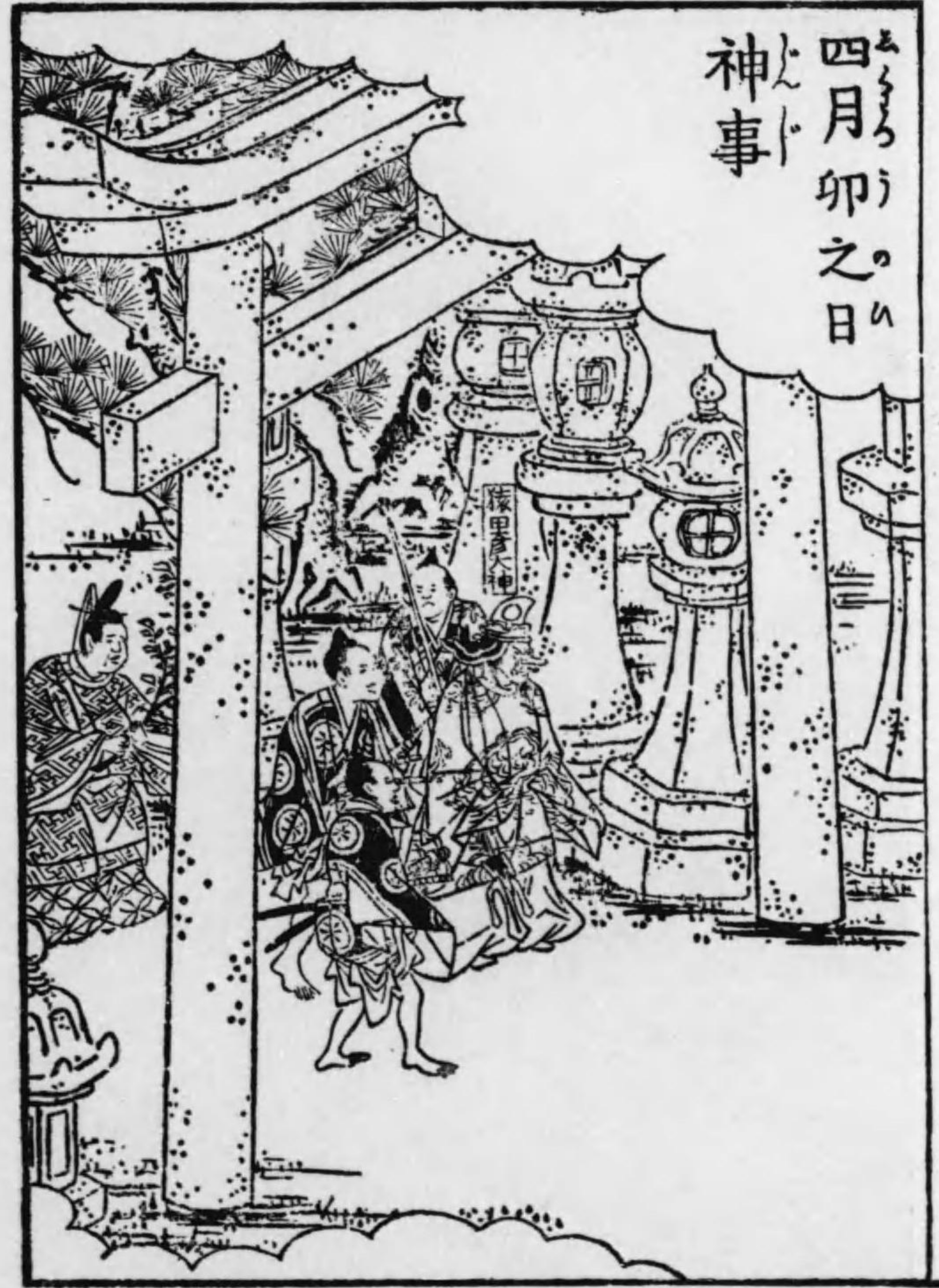
二、神事執行の様

第一本殿前に、神馬と鳳輦を寄せ奉つて、鹵簿を整へて、西の正門から境内の周圍を一周りし第一本殿に還り、而して後に祭典を行ふことになつてゐる。

此の日、神職以下供奉の諸員は空木の小枝に木綿を附けたものを簪とし、又卯之葉女は之を手に捧げて、神幸に供奉し、玉串として献げる。この日龍神廓から奉仕する



（ろことぐ捧を串玉女葉の卯） 一 共事神葉の卯

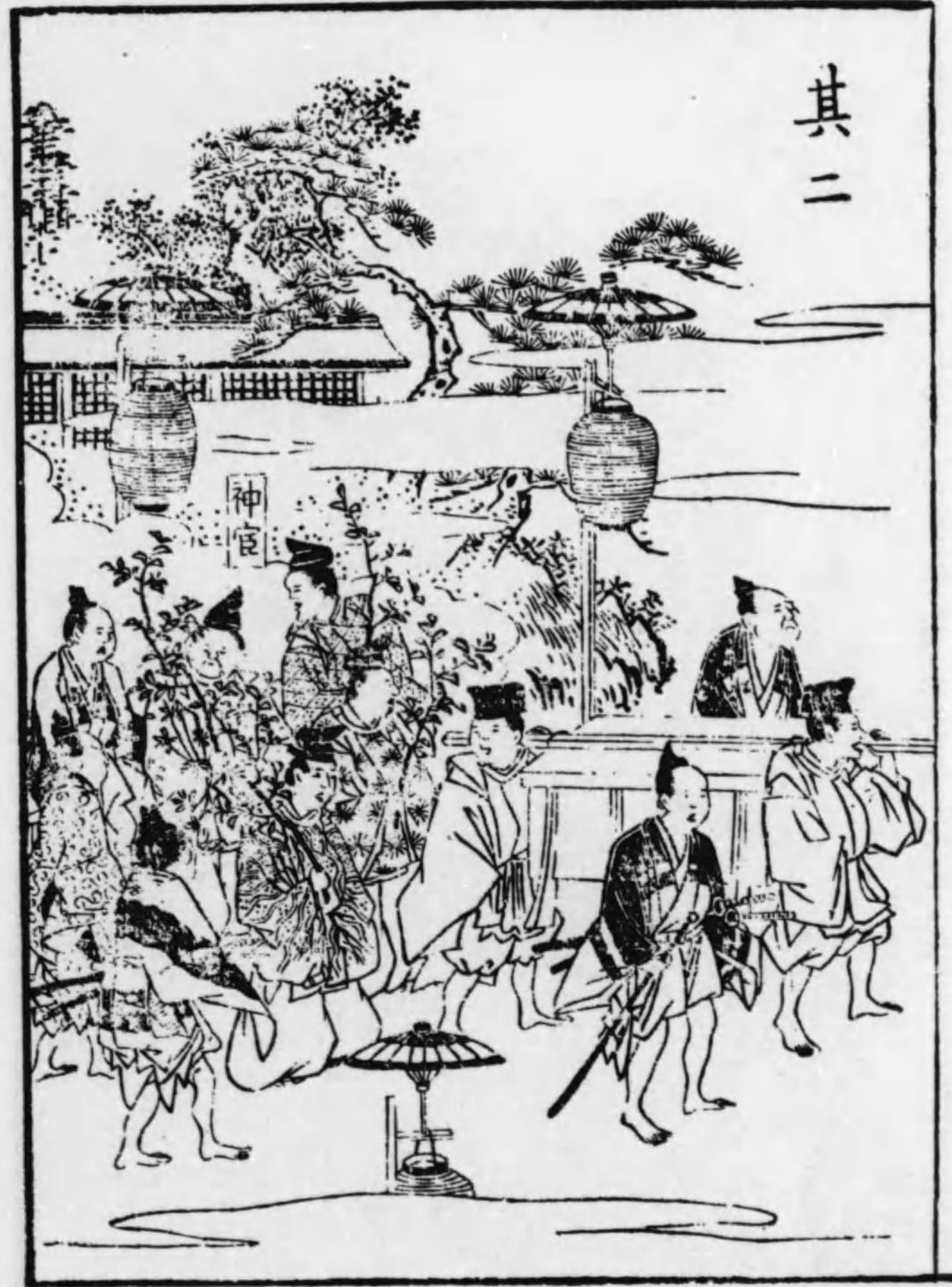


四月卯之日
神事

(るよに版原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 二其事神葉之卯



其二





其三



其四



卯之葉女、稚兒（各十人）等装を整へて社頭に參着、まづ神館で戴盃式、粉黛式の行事があり、所定の時刻宮司以下一同祓所で祓を受け、第一本殿で祭典を行ふのである。

附記『難波鑑』第三には『住吉初卯』と題して次の如くに祭典の模様を記してある。二百五十數年前の祭儀の有様が手に取る様である。

『俗につたへしは、此日は住吉明神此所に跡をたれ給ひし、最初日なるがゆへに、まつる也。則神輿一社南の拜殿より、瑞籬みぎの外を此の門まで、還幸し、神主一族出仕して、禰宜をのく、卯の葉を持て、ねり給ふ。其儀式ある也。是を住吉の忘草と云ふ。されば、住吉の忘草のことは、古今集最上の極秘なれば、たやすくしるべきにあらず、されども崇神天皇すみよしに、行幸ありて、物おもひし給ふ時、忘草を植給ふよりして、いふとなり。猶しるて尋ねしるべきこと也。』

『住吉名勝圖會』には、『上之卯日午尅卯日祭』と題して次の如くに記してある。

『兩官以下神殿の庭上に着座、正禰宜御前に候する時、在廳幣を取て拜すること四度、終て神人に渡す、神人、亦權少祝に渡す。權少祝、正禰宜に授く、正禰宜、祝詞を奏するあいだ、神馬四疋引廻すこと三度、次に神寶を取出し奉り、權少祝、神殿の御戸を閉、總官の前に到りて、蹲踞する時、兩官以下退出す。二、三、四の御殿も是に同じ。其後五所御前の御供、權禰宜祝詞

を奏す。

樂所亂聲を發し、兩官神殿に參る。神輿一基神馬を寄奉る。神幸行列北の中門に入り、舞臺を経て、南門より御前に入れ奉る。樂所音樂を止め、神寶を納め奉る。兩官以下着座の後、舞樂東遊終て退出す』

『攝津名所圖會』（寛政十年開板、百三十三年前）には次の如くに記す。

『卯ノ日神事、上卯日は、神功皇后十一年辛卯かとう大神たかみかみ當社に鎮座の日なり。神人賢木を持ちて、神幸を警蹕す。津守家此日を以て元服の佳儀を調へ、廣前に出仕す。』

『大日本百科辭典』

もとは陰曆四月上卯日に行へり。今は五月を用ふ。此日は當社初て鎮座ありし日なり。卯の葉の祭又卯の日祭といひ、俗に卯祭ともいふ。卯の葉女、神前に卯の葉の幣を奉る。又神官は皆卯の葉を翳せり。此日の卯の葉女、稚兒は堺市龍神町遊廓より出づ、此神事は今は簡單の式なれども、中古にありては壯重にして、第一神殿に始り、二、三、四の神殿に及び、其後五所社御供の後、神輿神幸ありしものなり。此神事の卯の葉は檀木たんだんの枝なりと云ふ説あれども、今は卯木の枝なり。

御田植神事（六月十四日）

一、起源並沿革

鎮座の初めに當り、神功皇后は長門から、田植女を召し給うて、神前供御の神田を耕さしめ給うた。これが相傳へられて、今日に至るまで千數百年間執り行はれてゐる神事である。

昔は、この神事の中に、猿樂、田樂等があつたが今は廢止になつてゐる。

二、神事執行の模様

第一本殿で、五穀豐饒の祭典を行ひ、昔、長門國司から年々綿を献上した故例に倣つて、甲冑を着けた武者が神前で拜禮をなし、田樂に因んだ行事を行ふのである。之を風流武者行事といつてゐる。

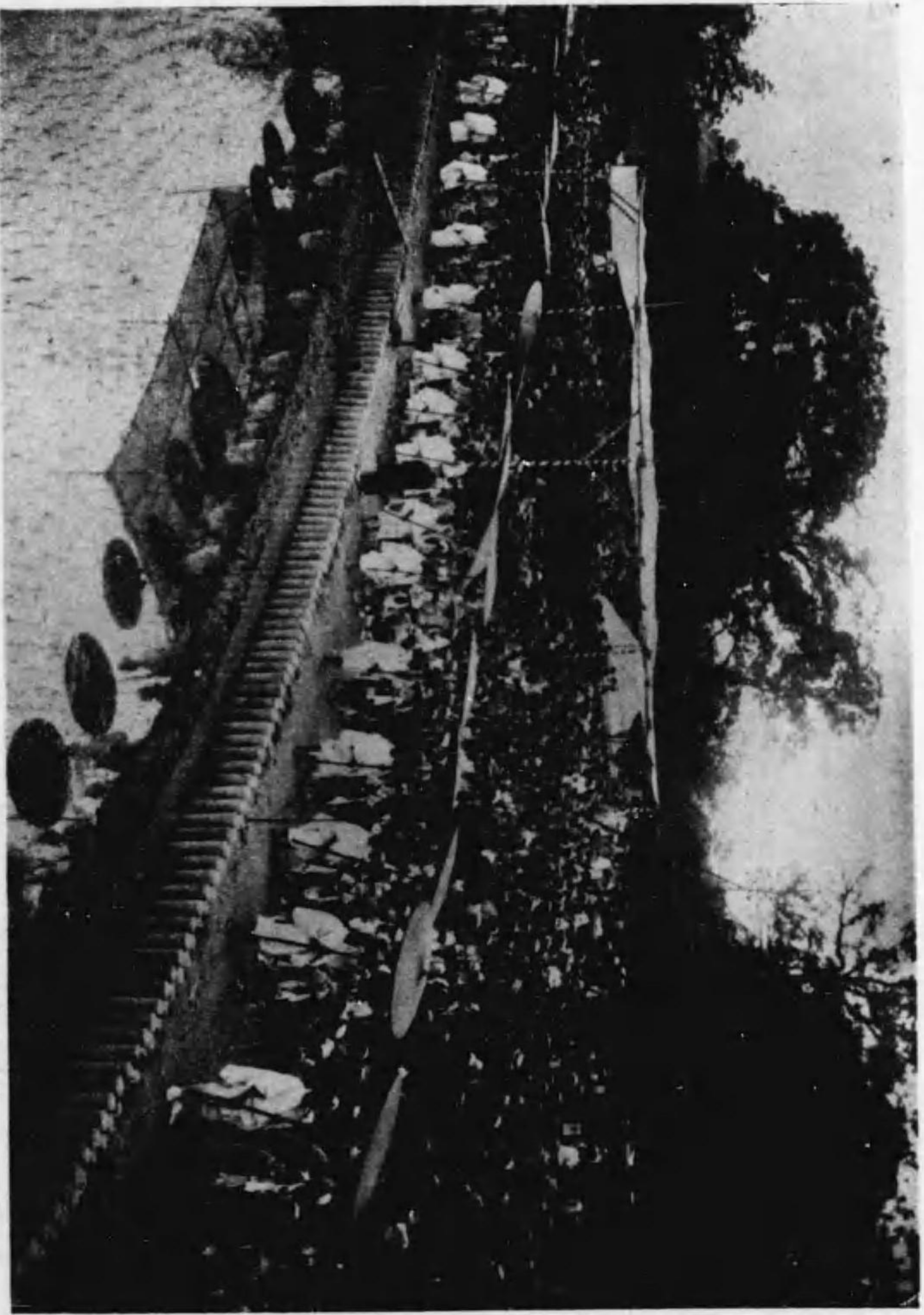
又、昔長門國司が綿を献じた時に、警固の武士が、三韓征伐の往事を偲んで、武事を行

つたのである。今は雜兵に扮した甲冑の武士が紅白の旗を押立て、左右から進出して、六尺棒を以て打合せ戰の態を神前にて行ひ、又、古への故事に因んで、綿の花に蝶々等を配した花笠を被つた田植女に、神前で早苗を授ける。

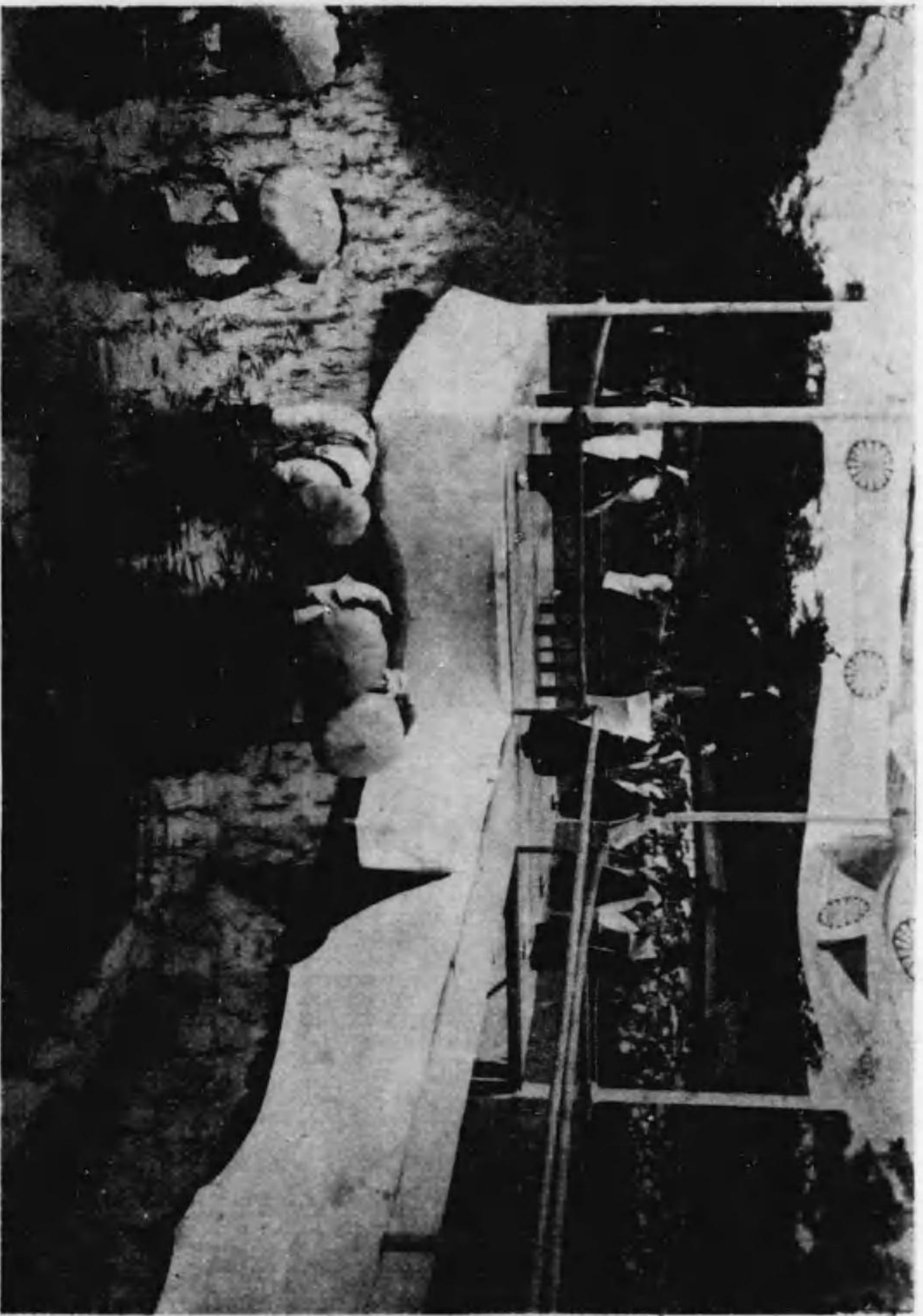
風流武者は供揃えをし、次に八乙女や早苗女等も列を整えて御田に行き、其の中央に設けた舞臺で、風流武者の行事があり、それから、歌方の奏する田舞の歌につれて八乙女は田舞をなし、植女は早苗を植付け、又陣貝、陣太鼓の音勇しく響くが中に、紅白の兩軍の武者等は御田の畔を左右から突進して、棒打戰をなして式を終ることになつてゐる。

住吉神社に於ける最近神事について記したリフレットには次の如くに記されてある。

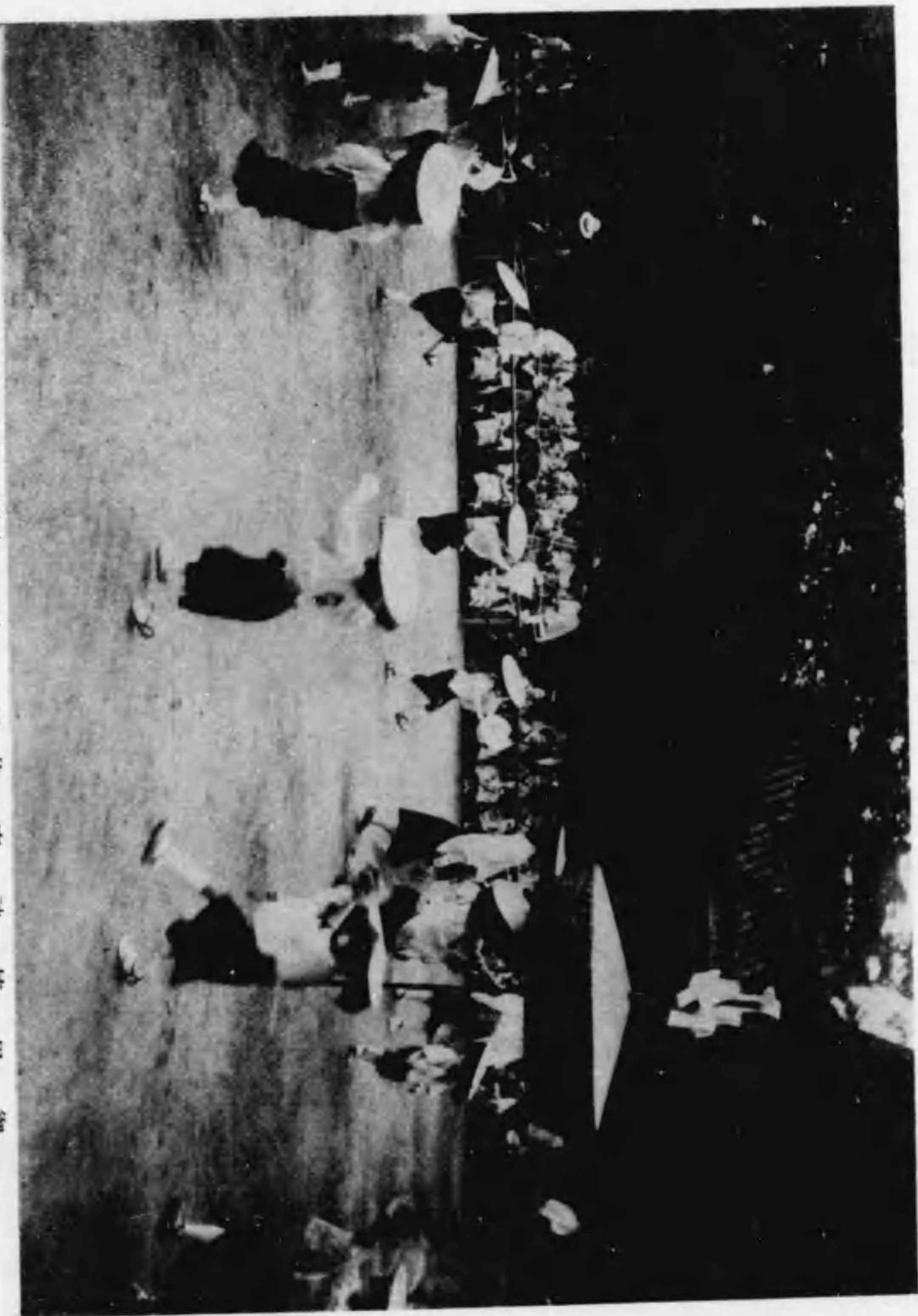
『神功皇后が住吉大神御鎮祭の後、長門の國から植女を召して御供田を植ゑさせ給うたのが其の始であるといふ。此の植女は後に舊社領堺の乳守の遊女になつたので、其の後も永く乳守の遊女が植女を奉仕したものであつた。明治の初年になつて新町廓から御田を奉納した緣故で、今は新町廓が奉仕する事になつてゐる。』



(進參添田お女籠田) 一 共 事 神 籠 田 御



(ろことるす奏を舞田の女乙八に心中を傘花流風) 二 共 事 神 籠 田 御
四三



(ろこことすゝめを舞吉住に庭前宮本一第) 三 共 奉 言 装 三 御

當日新町廓から植女稚兒(各十人)其他所役の人々社頭に參集、神館で戴盃式、粉黛式、肩競式等の行事があり、所定の時刻に宮司以下祓所で祓を受け、それから第一本殿で祭典を行ひ、風流武者行事、棒打合戦、住吉踊等があつて、草綿の花で飾つた花笠に古風な長絹めいた装束の裾をかゝげ、手織を懸けた優雅な上植女は神前で早苗を受け、てから行列を調べて御田に繰込み、下植女に早苗を授けると十人の下植女は淺黄地に松と鷺を染出した揃の衣裳に赤襪、滑々しい菅笠を被つて田植歌を歌ひながら早苗を植ゑる。舞臺では八乙女が典雅な田舞を舞ふ。續いて風流武者行事、棒打合戦があつて式は終るのである。甲冑武者が敵狀を覬視するやうな狀をする風流武者行事と、紅白兩軍に分れた甲冑武者が陣貝陣太鼓の音勇ましく突進して六尺棒を打合せ。棒打合戦とは共に昔長門の國司から綿を奉る時、一隊の將卒が甲冑厳しく護衛して來て、神前で武者行事を行つて武運の長久を祈つた事が今日に傳つてゐるものである。又現今此神事の飾花に草綿の花を色紙で作つたものを用ゐるのは、昔長門の國から綿を献上した故事に據るものである。

『又舞臺の八乙女が舞ふ田舞は、此の神事特殊の舞であつて皇后皇太后兩陛下、秩父

宮殿下並に久邇宮殿下、東伏見宮妃殿下の台覽に供したものである。

『當日は遠近の老若男女、蝗の害を除くために神符を受けるものが多く、此の日僅かでも降雨があると其の年は水利が潤澤であると言傳へられてゐる。』

田舞の歌 (八乙女の謠ふ歌)

みましもしけや、わかかなへとるてやは、しらたまとるてこそ、しらたまなゆらや、ほとぎすをれよ、かやつよ、をれなきてそ、われはよ、たにたつ、われはよ、たにたつ。

春の田を、あらすきかへせは、苗代水には、なのなみたつ。ヤヨアリヤンヤンヤンヤンヤンアリヤン。

このあさけ、青雲いてぬ、さみたれ晴れぬ、なへうゑことも。ヤヨアリヤンヤンヤンヤンヤンアリヤン。

秋の田を、かりわけゆけは、稻葉のつゆに、裾ぬれぬれぬ。ヤヨアリヤンヤンヤンヤンヤンアリヤン。

冬の田を、いなくきかへせ、凍らぬさきに、麥まけことも。ヤヨアリヤンヤンヤンヤンヤンアリヤン。

田植歌 (下植女の謠ふ歌)

神の田植に目に立つものは並ぶ乙女の赤襪

田植する間を見守るやうに松の影やら鶯の影

出船入船日に千艘の船も詣づる四社の前

松の間に淡路の見えるて沖に三ツ四ツ真帆片帆

伊勢の内外の宮詣でせし跡は住吉四社詣で

こゝは住吉太々神樂いつも絶えせぬ鈴の音

大社なりやこそ住吉様の石の燈籠數しれぬ

田植しまうて笠取り見れば淡路島根に陽の落ちる

御田植式次第

一、時刻(始ノ太鼓)行列第一本宮北唐門ヲ出デ御田式場ニ向フ

一、行列ハ——【金棒(二) 樂人(五) 宮司、職事、先箱(四) 鎗(四) 白熊(三) 風流武者、風流花傘、八乙女(八) 伶人(四) 稚兒(十) 植女(十) 住吉踊(三十)】——西北隅ヨリ御田ヲ一週ス

二、次 植女、舞臺ヨリ早苗ヲ下植女ニ渡シ五月殿ニ入ル(下植女直ニ田植歌ヲ謠ヒ

ツ、植始ム)

一、次 八乙女ノ田舞 (舞臺)

一、次 風流武者行事 (舞臺)

一、次 源平棒打合戦

一、次 下植女田植歌ヲ謠ヒツ、植終ル

一、次 終ノ太鼓

一、次 行列御田式場ヨリ第一本宮ニ歸ル

御田植神事次第 (昭和四年六月十四日)

午後二時 第一鼓 戴盃式、肩競式、粉黛式

(禰宜、主典、神人一人、出仕一人)

午後四時 第二鼓 着 装

第三鼓 整列、祭員參進

第四鼓 修 祓

宮司、禰宜、主典二人、神人二人(北面)、八乙女、歌方(神人)、笛方(兩出仕)、鼓方(出仕)、

樂人(西面)、植女、稚兒(東面)、風流武者(南面)、住吉踊(西面)

終リテ第一本殿ニ向フ

風流武者ハ第一本殿裏宮司以下祭員ハ昇殿、八乙女、歌方、笛方、鼓方ハ庭上南側ニ植女、稚兒ハ北側ニ著床、樂人ハ拜殿北側

第一本殿ノ儀

一 宮司以下著座

次 開 扉

次 献 饌

次 祝詞奏上

次 職事鐘鼓ヲ命ス

次 副事練込ヲ促ス、奴行列風流武者練込

次 風流武者行事

次 棒打合戦

先ツ兩軍走武者並列拜禮了リテ兩軍兵進入

次 住吉踊

次 植女神前ニ進ミ早苗ヲ受ク、早苗渡(神人)

次 御田式場ニ向フ

第一本殿北唐門、第三本殿北側、西門角鳥居ヲ下リ左へ御田西北隅ヨリ東ニ進ミ一周

行 列(西鳥居前ヲ出デシ頃始鼓ヲ打ツ)

金棒(二)—樂人(五)—宮司—職事(禰宜)—先箱(四)—槍(四)—白熊(三)—風流武者(青年團員)—風流花傘(三)—八乙女(八)—歌方(神人)—笛方(出仕二人)—鼓方(龜山出仕)—稚兒(十)—植女(十)—住吉踊(三十)—副事(主典)

御田式場次第

御田鋤ヲ始ム(行列御田添道ニ出ツルト共ニ始ム)

下植女控席(御田東南隅)ヨリ出デ舞臺ノ西ニ北ヲ上位ニ東面シテ立チ植女ヲ待ツ

次 職事以下著床

職事、八乙女、歌方、笛方、鼓方、副事ノ順ニ北面シテ著床(御田南堤南寄)床ハ舞臺棧ヲ基準ニ東方ニ列ル

樂人、宮司、先箱、槍、白熊、風流武者ハ行列ノマ、進ミ、樂人、宮司ハ五月殿前ニ著床、先箱、槍、白熊ハ白軍控所ヨリ東寄リノ處ニ列ブ、風流武者ハ舞臺棧ノ正南ニ北面ス

風流花傘ハ舞臺ノ中央ニ置ク

稚兒ハ舞臺ニ進ミ北ヲ上位トシ花笠ヲ前ニ西面シテ並ブ

植女ハ舞臺ニ進ミ北ヲ上位トシ花笠ヲ後ニ西面シテ並ブ

次 住吉踊

五月殿南隅マデ踊リテ控席(新町廊席ノ北隣)ニ著ク

次

植女舞臺ヨリ早苗ヲ下植女ニ渡シ五月殿ニ入ル

植女ハ一齊ニ西欄干越ニ早苗ヲ渡シ終ツテ東面ス

稚兒、植女ノ順ニ上位ヨリ退場控席(五月殿前)ニ向フ

下植女ハ早苗ヲ受ケ直チニ御田ノ北畦ニ進ミ田植歌ヲ謠ヒツ、植始ム

御田鋤ヲ止ム

次 職事以下著床(舞台)

住吉神社

次 田 舞

コノ間下植女田植歌ヲ止ム

次 八乙女五月殿ニ入ル

八乙女、歌方、笛方、鼓方、副事、職事ノ順ニ舞臺ヲ退キ控席(五月殿前)ニ著床

風流武者線込

風流武者ハ舞臺ノ北側中央ニ南面シテ著床

次 風流武者神事

神列終ツテ南面シテ著床

次 棒打合戦 ▲白軍五月殿南ニ陣ス、紅軍ハ神館南門前ノ陣ニ屯ス ▲白軍散ラ

シノ神事ヲナシテ紅軍ノ陣ニ入ル ▲總指揮者ノ命ニ依リ兩軍棒打合戦 ▲終

ツテ兩軍共ニ南出口ヨリ退場 (太鼓)

次 下植女田植歌ヲ謠ヒツ、植終ル

次 御田式場ヨリ第一本殿ニ歸ル

行 列

金棒―樂人―宮司―職事(禰宜)―副事(主典)―歌方(神人)―先箱―槍―白熊―風流武者―風流花傘―
八乙女―笛方―鼓方

次 宮司玉串ヲ奉ル

次 列 拜

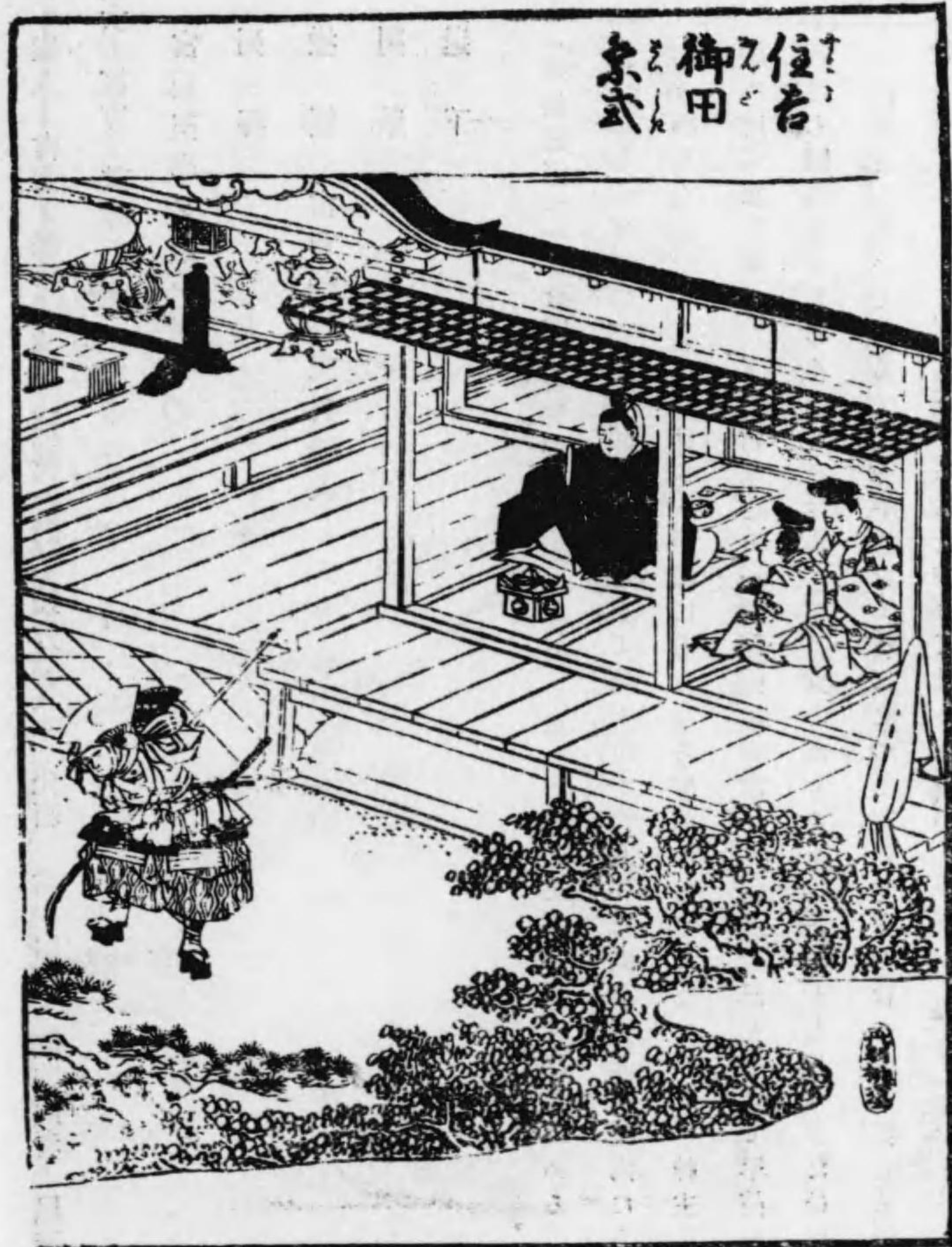
次 撤 饌 宮司、禰宜、主典、神人

次 閉 扉

次 退 下

附記 『難波鑑第三』には『住吉御田植並源平合戦之事』と題して左の如く記してある。

『いにしへは塚の高洲の傾城の役として、色々のかたらひに、衣裏さし・て、出たちうつくしき帯など、手すきにかけつゝ、田面におりたち、早苗をとりてうへたり。神主は車にて、田の畔に来る車をたて、幣をとり、一粒萬倍の祈念あり、社人おほく出立て、早苗をはこびわたし、田歌おもしろくうたひける。早乙女のありさま、いとおもしろくうたひけるを、今は傾城どもは、いで侍らず、人をやとひて、代にたつる程に、老ざらほへたる婆ども、遊かたびらのやぶれたるに、軒まばらなる菅笠きて、植るとや、いと見所なし。



住吉御田
東武

(リよ會圖所名津攝) 四共 事 神 植 田 御



中儀法師
舞踏曲
九月廿二日御田
抽まきり
作て天下の
名をきか
せんとす

末の世に、なればなにもかも、略義になりて、上代の作法にたがうこそ、上も下もかくのごとし、さてまた、田植すぎで、神前にをいて、源平兩家の合戦とて、赤白の簇じるしを立て、弓箭を持てた、かふ。むかしは、なかりしことなるを、中興よりことはじめけるとぞ。』

『攝津名所圖會』卷の一には次の如くに述べてゐる。

『廿八日御田植神事、神田に苗を植うるの祭式なり。此日社務乗車して經營あり。又神宮寺の社僧甲冑を着て遊戯す。甚法式あり。又泉州大津より田樂人來つて藝を行ふ。又堺浦の津、乳守の傾城來りて御田を植る體あり。昔は自ら植ゑしなり。此神事既に一千有餘歳に逮ぶなりとぞ。』

田樂のはじめは『朝野群載』に詳なり。

此日遠近より詣人稻麻の如く、社頭の賑いはん方なし。

『倭紀事』に言く、住吉御田に泉州堺の津乳守の遊女五人早乙女となる事説にあれども、信用し難し、神祭に遊女の出づる事珍しからず、京師祇園會神輿洗には、祇園町の遊女錦織を飾り着て、遊者に出づ、播州室祭には室津の遊女神幸の供奉する例あり、敢て古の事を亂すにおよばざるにや。唯住吉の御田は古き畫に見えて、紅染の浴衣に萌黄の生絹の千草に似たるを着し、赤き袴に花笠被り、顔には覆面し、古代の風俗の出立にて神前に連り、又御

田をめぐる體を珍とす』

『住吉名勝圖會』には『廿八日御田植神事』と題して、『兩官住江殿に着座、植女等見參の後、兩官以下神館の中門より入て本社に參る。幣殿に着座す。神官、神供備へ奉る。正禰宜祝詞を申す。二、三、四の神供備へ終りて、社僧所司田樂以下の役附けを、總官の前に持參す。植女本社の上を立廻る時、神人松の葉を持來て、植女等に與ふ。猿樂植女の中に立て、太鼓、相板を打て歌ふ。』

次に社僧風流、本田樂猿樂風流など終へ、兩官以下南門より神館の中門を出て、御田代の座に著。植女等御田の南の岸をめぐる。次に社僧風流に同じく廻る。次に本田樂猿樂風流終て、植女御田を渡る。田樂等太鼓相板を打て歌ふ。

かわりの植女田におりて、次第に苗を植ゆ、此間兩官以下酒一献肴一種、次に鯉魚の打肉をす、む。又一献次に同賜煎をす、む。

次に菓子次に又一献追物居物をす、む。

終て後猿樂等に祿を賜ふて、各退出次の日、猿樂田樂呪師等、總官の館に參る。各酒肴祿を賜ふ。』

『攝陽群談』十一（元祿十四年今を去る二百三十年前發行・著者岡田後志）に

『五月廿八日御田植の神事。御供の御田を植る。早乙女は泉州堺南傾城町乳守遊女之を勤む。』

世俗の謂ふ所によれば、神功皇后三韓を征し給ひ御歸陣の時長門國より植女を召させ、五穀農業の事を世に廣くし給ふ。後世末葉愚に成て、乳守の遊女と成す。茲に因て傾城今に植女と成の例と云ふ』とある。

『浪花十二月講譜上』に住吉おんだについて次の如うに記してある。

『毎年五月廿八日住吉から所の東の坊舎の庭にをいて、御所在を出し、軍勢となぞらへ、いろくの花をかざり、東西にわかち甲冑を着した、がひに合戦のまねびあり。掘田植は古鎧を着たる坊官長刀をもたせ、乳守の遊女に、いしやらを着せ笠ふかくかぶらせ、池の淵を東より南へ、南より西へ、西より北へ、まわる。それを遊女田にうゑるといふ』

『蘆分船第二』(延寶三年閏板、二百五十六年前)には次の如くいつてゐる。

『さて又年中の神事、さまざまありといへども、悉くはいはず。いづれ時よりか、傳てけん、年ごと、五月廿八日堺の遊女きたりて、早苗とる事有。是を御田植といへり。』

『堺鑑』中の卷に『住吉御田勤所』と題して

『例年五月廿八日住吉明神の御田を當津々守町の遊女參植初也。或説に言、何の帝の御

時にや、后惡瘡を愁玉ひしを、占侍るに如何成宿因にや、諸人に面を顯玉はゞ、可有平癒と奏し申に依つて、此地まで、吟來賤者の手に渡、浮岩玉ひし時、所願の爲に住吉明神の植女に出させられば、惡瘡程なく平癒成らせ玉ふ、以有故、今に此所の遊女其例を勤けると也。然るに當津遊女町の暖簾に、紫の耳を付事、不成他所爲とかや。

又或説に明神御歸陣の時、長門國より植女を召列玉ひて、五穀成就の爲、植させ玉ふ。植女の子孫後に遊女と成し其例とかや、古昔は五月の節に入て、日取を撰、中興より廿八日に御田植を相定、植女は賀茂にも其例あるとかや。』

と記してゐる。因に堺鑑は二百四十八年前の天和三年五月に出版せられたようである。

『攝津名所圖會大成』第七の卷に、『住吉の岸田』と題して、

『又濱田小田とも號す。神供を作るところを御田といふ。』と誌して、

住吉の岸を田にはり蒔し稻のしかもかるまであはぬ君かも (萬葉) 人 磨

松かけの水せきいれて住吉の岸の上田に早苗とるなり (風雅) 宗 長

住よしの岸田の春の若草にたなれの物は立もはなれず (夫木) 爲 家

『攝津名所圖會大成』には『住吉踊』浪花に住する勸進の願八僧これを業とす大坂の町々をよび在郷までもめぐりて米錢を勸進す其出扮長柄の傘の縁五六人菅笠に赤き絹



同日
社僧優戯
御田植伸幸

(載所會圖勝名吉住) 三其事神植田御
るよに版原書業速浪



の日の社僧
闘の成様
田植の事
植女の事
と成りて
三韓退治の事
源平の戦い
説書とある
乃





五月廿八日
 神田植神事
 早し女い泉州堺乳守慈女を
 勅い一神功皇后長門の國より
 植女をさるる當社神事御供の神田と植
 女もすり後世にさるる源乳守の慈女を
 感と植女を用ひさるる御こと一説
 何より帝の所時より皇后慈女を
 愁ひて當社に平愈を祈りよよ
 神田よりて夏日植女を
 きて神田の指を植よよ惡瘡



慈女より此間皇后乳守
 の家よりさるる
 例と似せども此里より
 植女とて御供より
 いりこれをも日記
 もも俗流信
 するも
 植女に神領の
 百姓より御
 て乳守の慈女
 とをさるるも
 らんいつの
 ら々のとく成
 予り

を縁にはり是をかむり白き單のものに腰衣こしほをまとひ團扇を持音頭にしたがひて踊る。これを住吉をどりと號す所謂浪花の一奇なり又五月廿八日には御田の邊りを巡り津守家の庭に入て踊るを例とす。

- 一、拍子よう踊る手もとも千早振かみす、しめにもつや團を 鳴 鳳
- 二、朝夕に見ればこそあれ風俗の奇妙希代な住よし踊 紫 笛

とある。

『住吉社諸神事次第』に記す所によれば「(陰曆)三月廿日に、神宮寺の僧侶が三昧堂に集つて、行事を定め、風流以下の役割を定め、四月吉日に種物を撰擇する。又五月廿八日の當日若くは前日に呪師や猿樂等に參加する人々が、總官の前に出て、交々名前を申し上げる。呪師三座で、法勝寺から十人、尊勝寺から十人(但し諸神事次第を著はした頃には尊勝寺からは僧侶が來なかつたが、其の前には來てゐた。)猿樂三座で本座十五人、新座三十人、法成寺十五人である。而して、津守總官の邸で酒肴の饗應があつた……(以下當日の記事は以上記せる諸種の文獻と大同小異なれば茲には略して記さず。)

『大日本百科辭典』

「六月十四日(もとは陰曆五月二十八日)に行ふ、神田に苗を植うる祭式なり。」

本社殿にて式事奏告の後、宮司以下神人、風流武者、八乙女、植女、稚兒等、南門より神殿の中門を出て御田代の式場に着す。

かくて植女は神前に供へたる苗を持ちて、八乙女の田樂などするために設けたる式場の隣なる苗受取所に至り、下植女に渡し、終りて稚兒と共に宮司席の隣りに設けたる拜觀席に入る。

それより式場にて風流武者の風流行事あり。こは甲冑を帶して大長刀を携へたるものにして、昔は神宮寺の社僧これを勤めしが、今は神人これに當る。次に八乙女の田舞あり。八乙女は舞衣を着けず、緋纏をなし、銀扇の上に花菖蒲を戴せたるを頭に戴き、緋の紐にてこれを結ぶ。歌甚だ古雅なり。(前述の如し、故に略す)

田舞終つて後、紅白兩軍の捧打戦ありて式を終ふ。昔は泉州大津より、田樂法師來りて、太鼓相板ひょうばんを鳴して歌ひ囃すことありしも、後漸く絶えたり。又植女も堺乳守の遊女これを勤むるを例とせしが、今は植女稚兒は大阪新町の藝妓等これを勤む。

植女の扮装は舊に變らず、紅染の浴衣に萌黄生絹の水干様の物を着し、紙にて作りし綿の花を飾りたる花笠を戴く。又彼の捧打の戯は、もとは社僧これを行ひしものにて、田樂と共に植女を慰むるためなりしが、後には附近の農民等これを行ふこと、なり、今は漸く

其面影を存するのみ。』

神輿洗神事（月齡六月十四日）

一、起源並沿革

神輿洗神事は夏越の祓に泉州堺開口の頓宮へ神幸の儀に用ふる神輿を社頭西方長狹浦に昇ぎ出で、海水で神輿を清める神事であるが、この神事の起源は未詳である。

二、神事執行の模様

前日の夕刻に長狹浦に昇ぎ出し、神輿洗式を行ひ住吉公園内の御旅所へ安置し、當日午後八時神輿舎へ、神輿を納める。

當日この潮水に浴するときには、百病平癒の効驗著大であるといふて、海水に浴するものが多い。俗に『住吉のおゆ』と呼んでゐる。又此日に紀州熊野浦の潮流に乗つて、大鯨が大阪灣に遊び住吉に來るといふ口碑もある。

附記

『攝津名所圖會』には、この神輿洗の日のことをかいて次の如くいつてゐる。

『十四日潮湯此日近世より、諸人社頭に群參し、住吉浦の潮水に浴し、百病平癒を禱るに、靈驗炳然し。土人曰く、これを御祓の御輿洗といふ。又諺に云く、此日熊野本宮の温泉こゝに湧出るとぞ。凡そ十三日より十五日に至りて群集する事、汐干、御祓の如し、當國有馬の湯潮泉なり。』

又中華にも潮泉あり。『潯陽記』に曰く、鷄籠山澗に湧泉あり、潮泉なり。朔望大にして時刻差はず。萬病を治す云々。此浦の潮湯、時節の太陽熾にして海濱に徹し、潮水を熱す、故に萬病これに觸れば、忽陽氣肌膚に巡りて平癒す。殊に身體疼痛、虛寒、厥冷の性に効驗あり。『釋名』に曰く、潮といふ名は、うは海の畧なり。しはさしのほるの畧なり。ほはのほるの略なり。しほは海よりさしのほるものなり、潮すすむをさすといふ。しりぞくを引くといふ、云々』

『浪花十二月畫譜』（八十二年前の嘉永二年發行）上の卷には『住吉泥湯』と題して次の如くいつてゐる。

『六月十四日攝州住吉浦において汐をのれと涌上るを諸病を除くの呪とて人ぐんじゆして、此汐を浴る事をびたし、一説に住よしの神輿をそぎしあとかくのごとしといふ』



(りよ會圖所名津攝) 浴水海の日事神洗興神

夏越大祓(七月卅一日)

一、起源並沿革

夏越大祓は南祭とも、荒和大祓ともいひ、又、俗に『おはらひ』とも云ふのである。住吉三柱の大神は、伊弉諾命、筑紫の日向の橘の小戸の檉原で楔ぎし給ひし時に、出現せられた神々であるから、特別に、上古の祓の遺風を嚴かに傳承せられたものである。昔から、泉州堺の宿院に渡御があつて、祭典の後に、飯匙堀で、大祓の式を行ふのである。

飯匙堀は神功皇后が御凱旋の時に、御賜宴のあつた土地であつて、こゝは潮干珠を埋められた所であるといはれてゐる。

二、神事執行の様

七月三十一日に神輿と神馬とも第一本宮の前に進め、御動座の御儀を了り、鹵簿を整へて、堺宿院開口の頓宮へ向けて進發する。

宮司は（延元二年七月に、後醍醐天皇の御下賜になられた、檜櫛毛手車に乗り）現在は輿に乗り、其他の神職は騎馬で宿院に向ふのであるが、神寶捧持、先駈供奉のものは或は騎馬により或は徒歩で従ふのである。

輿丁は近郷の船頭、水主等が奉仕し重量凡て七百貫ありといはれる神輿を昇ぎ、社頭の反橋の頂に登り、各々掛聲勇しく、頭上高く神輿を捧ぐる状は實に壯觀を極める。かくて反橋を下りて、懸て懸々たる數町に亘る鹵簿は紀州街道を南進する。先駈が大和川に達した頃に、遠國、近國の船持、船頭、水主等數多の提灯を點し、渡御を出迎へる。これを御迎へ提灯と云ふ。かくて、宿院に神輿が著き、祭典が行はれ、飯匙堀で大祓の式が修行せられる。此の式を終て、宿院の頓宮を御出發（歸還）し、八月一日の拂曉に至つて本社へ還御あらせられる。

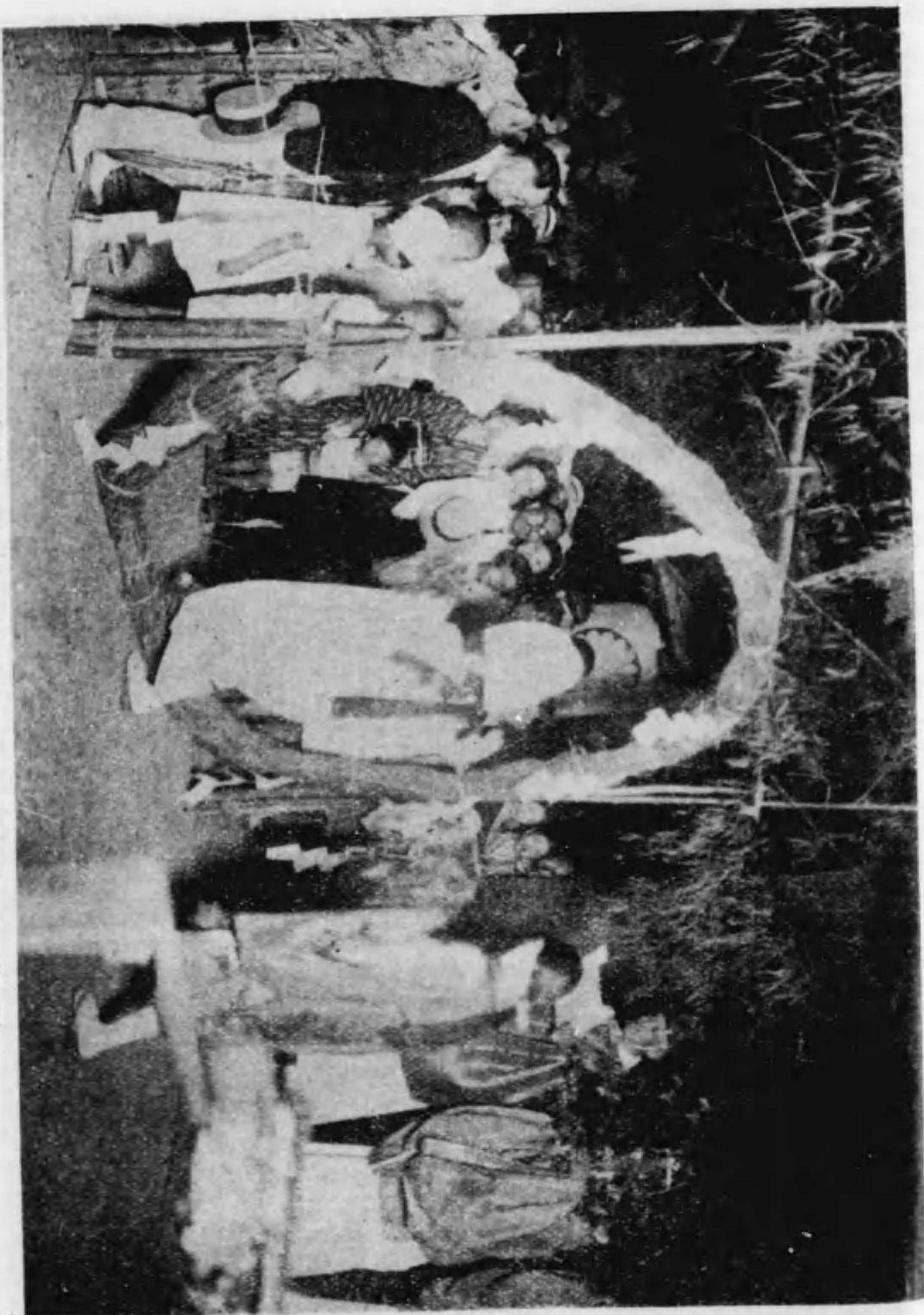
昔は、此の夏越大祓は攝、泉兩國の大祭であつたので、大阪城代、堺奉行も之に參列し、

祭典の無事終るを待つて、早馬で朝廷に奏聞したといふ。
 この日神幸地なる堺市内は勿論大阪市の各町にても『往吉祭』と稱へて門に幔幕を張り、提灯を掲げ、御祭氣分は全町に漂ふ。

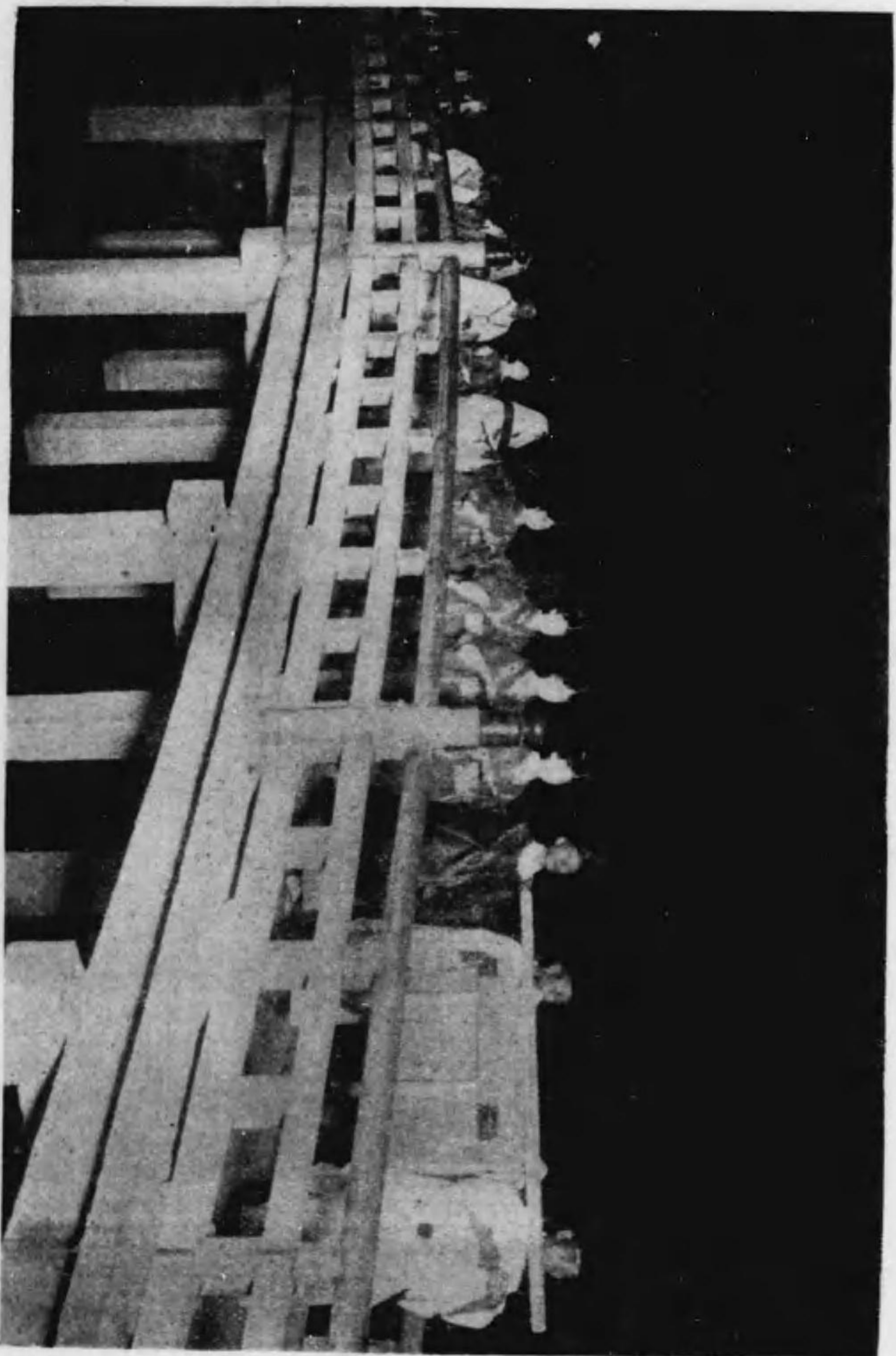
夏越祓式次第 (昭和四年八月)

- 一、午後六時宮司以下所定ノ座ニ著ク
- 次、夏越女以下參列員所定ノ座ニ著ク
- 次、宮司祓式ヲ始メヨト命ズ
- 次、行事一人菅貫ヲ頌ツ、宮司ヨリ初メ、次々ニ及ブ(神職、八乙女、夏越女、參列者ノ順トス)菅貫ヲ四筋取リニツ宛ニ割キ身體ヲ撫ツ
- 次、行事一人祓串ヲ頌ツ(左右左ト祓ヒテ後菅廬ト共ニ兩手ニ持ツ)
- 次、祓主茅輪ノ側ニ立チ行事二人、大麻鹽水ヲ取リテ同ジク茅ノ輪ノ側ニ立ツ
- 次、祓主祓詞ヲ宣ル、行事二人之ニ和シツ、大麻鹽水ニテ祓フ

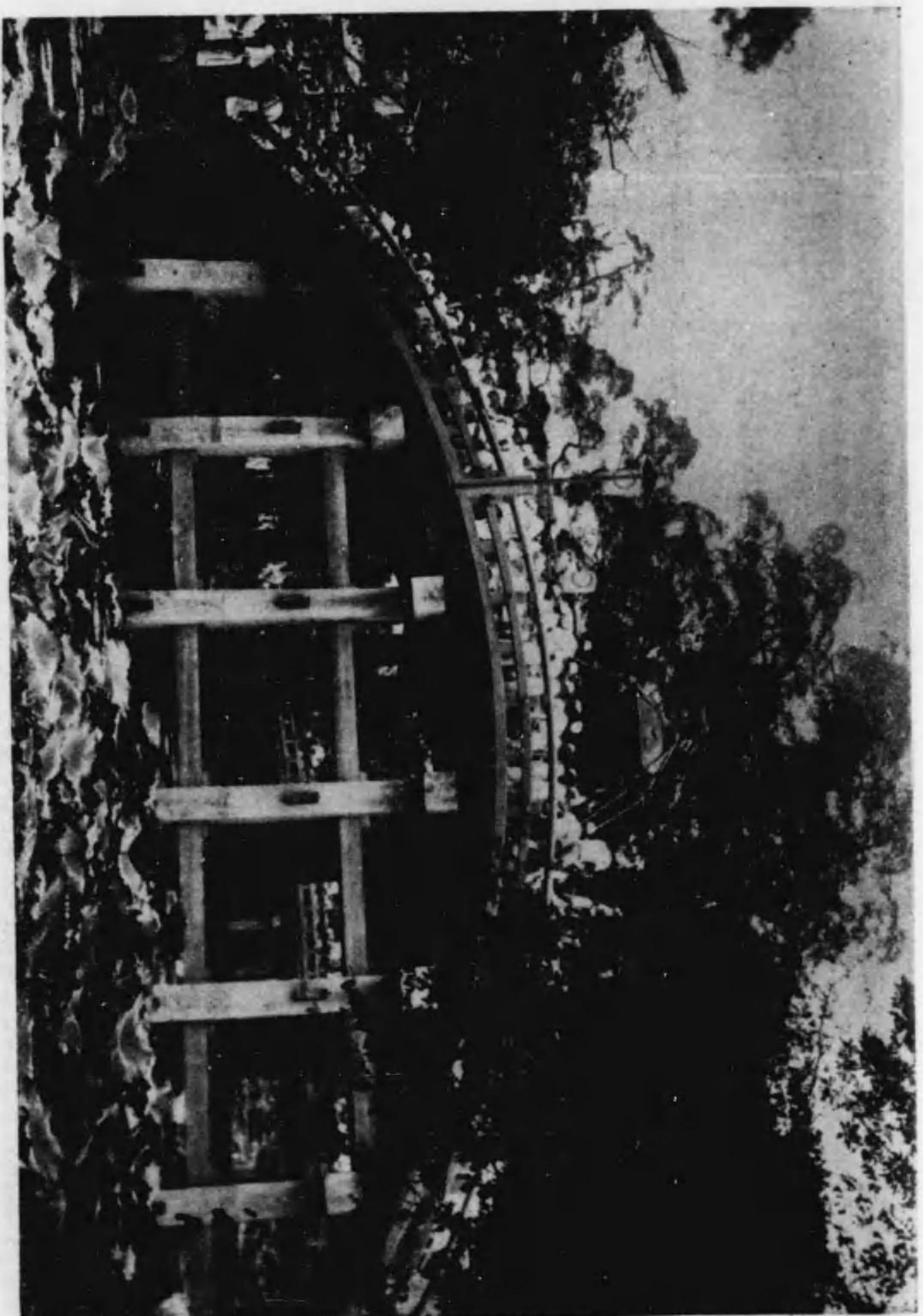
(此ノ時菅貫ハ懐ニ祓串ハ腰ニ挿ス)



(ろこころぐくを輪の茅女越夏) 一 其式祓の越夏



(進參に頭社女越夏) 二其式殿の越夏



(御渡橋神興神) 祭南日一月八

次、宮司以下神職職員夏越女等茅ノ輪ヲクヾル(此ノ時神歌ヲ小聲ニテ唱ヘツ、三度潜ルナリ)
次、河原ニ至リ菅貫祓串ヲ捨ツ(次々皆同ジク列ヲ作リテ行フ)

參列者一回クヾル

次、各退下

(神職ハ神館ニ夏越女ハ第一本殿前ニ進ム)

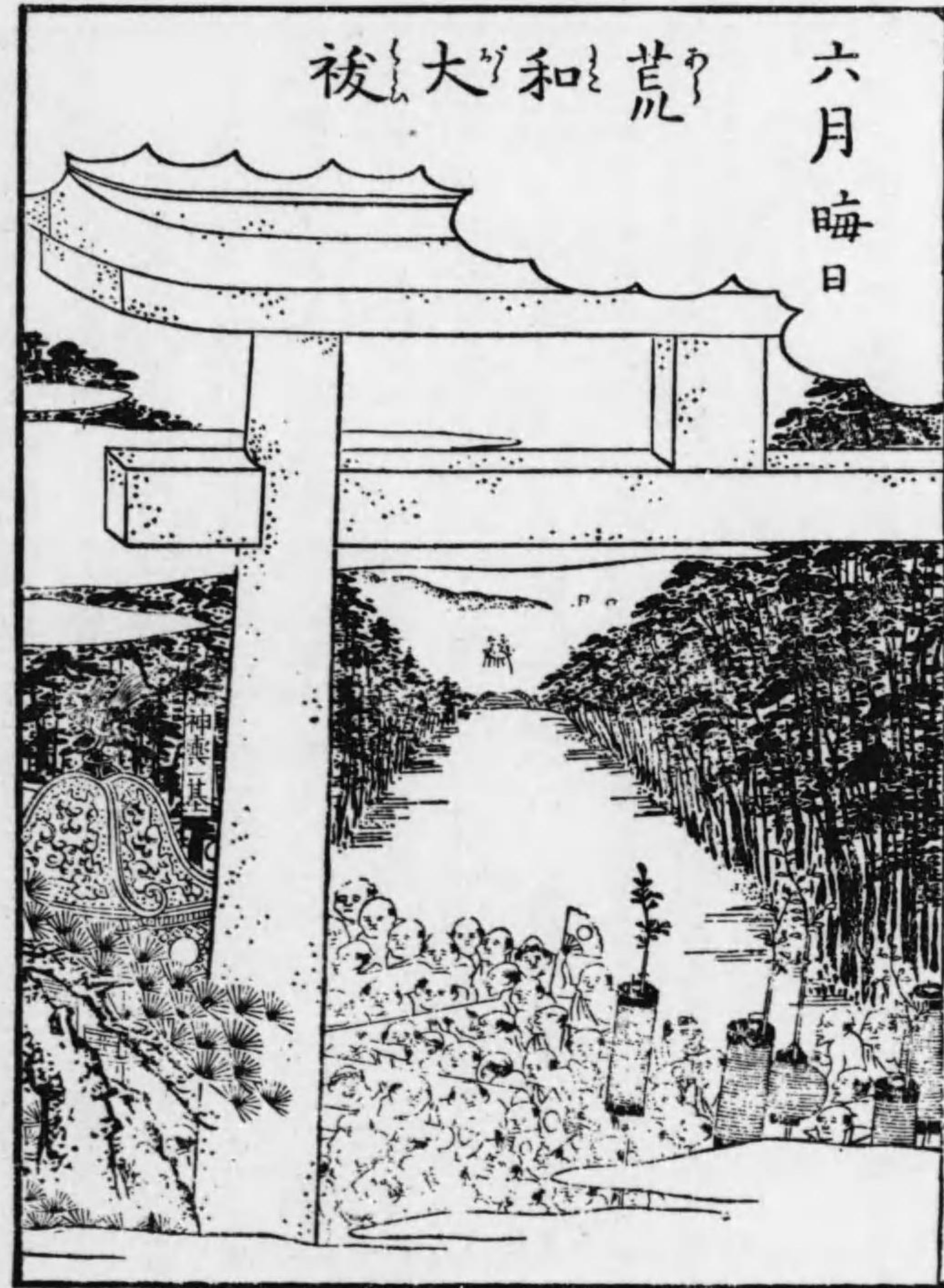
神歌ハ秘事故祓女ニ定リタル時傳授ス

昭和四年南祭行列書

花菱高張(白丁二人)—金棒(素袍二人)—鹽水桶(筒袖直垂一人)—列太鼓(筒袖直垂二人)—先拂(奴四人)—對槍(奴四人)—白熊(奴三人)—魚問屋高張(白丁二人)—王鼻(騎馬)(行尾崎氏)—銚持(雜色一人)—魚問屋奉仕
—武者(騎馬)—武者(騎馬)—巴高張(白丁二人)—風流花傘(白丁三人)—宮守(騎馬)—小丸高張(白丁二人)—伶人(騎馬)(從者雜色一人)—小丸高張(白丁二人)—齋(宮西君子)(雜色一人)—八乙女(合引)(白丁八人)—巴高張(白丁二人)—御鷹匠(筒袖直垂一人)—小丸高張(白丁二人)—戶川組旗
並ニ提灯(二人)—巴高張(白丁二人)—獅子頭(二人)—獅子頭(二人)—小丸高張(白丁二人)—神人(騎馬)
從者(雜色一人)—太玉串(白丁四人)—巴高張(白丁二人)—神饌櫃(白丁二人)—青和幣(白丁四人)—白和幣(白丁四

人)—小丸高張(白丁二人)—神人(騎馬)(從者雜色一人)—巴高張(白丁二人)—辛櫃(白丁二人)—金棒(素袍二人)—
紅白旗(白丁三人)—白御紋章高張(白丁二人)—御神馬—大錦蓋(雜色六人)—白御紋章高張(白丁二人)—紅白
旗(白丁三人)—小丸高張(白丁二人)—主典(騎馬)(從者雜色一人)—巴高張(白丁二人)—樂人(五人)—樂太鼓(白丁
二人)—銚持(雜色二人)—楯(直垂)—弓(直垂)—矢(直垂)—劍(直垂)—小丸高張(白丁二人)—主典(騎馬)(從者
雜色一人)—錦大旗(白丁六人)—金棒(素袍二人)—紅御紋章高張(白丁二人)—右司(青年團員)(騎馬)—傘持(白丁一人)
—小錦蓋(雜色二人)—小御翳(雜色二人)—大御翳(雜色二人)—御鳳輦(輿丁八人)—紅御紋章高張(白丁二人)
—小錦蓋(雜色二人)—花菱高張(白丁二人)—宮司轎(白丁十二人)—台持(白丁二人)—小丸高張(白丁二人)—禰宜(騎
馬)(從者雜色一人)—小丸高張(白丁二人)—神人(騎馬)(從者雜色一人)—高張提灯(安立町十對、粉濱十對
香持)(白丁一人)—金棒(素
袍二人)—紅御紋章高張(白丁二人)—神輿(信徒總代)—紅御紋章高張(白丁二人)—小丸高張(白丁二人)—主典
池田(騎馬)(從者雜色一人)—小丸高張(白丁二人)—神人(騎馬)(從者雜色一人)—小丸高張(白丁二人)—神人(騎馬)(從者
雜色一人)—住吉踊(三十人)

附記 『難波鑑第三』には此の大祓の二百五十年前の模様を記してあるが、其の光景が手に取
る様である。即ち次の如くである。



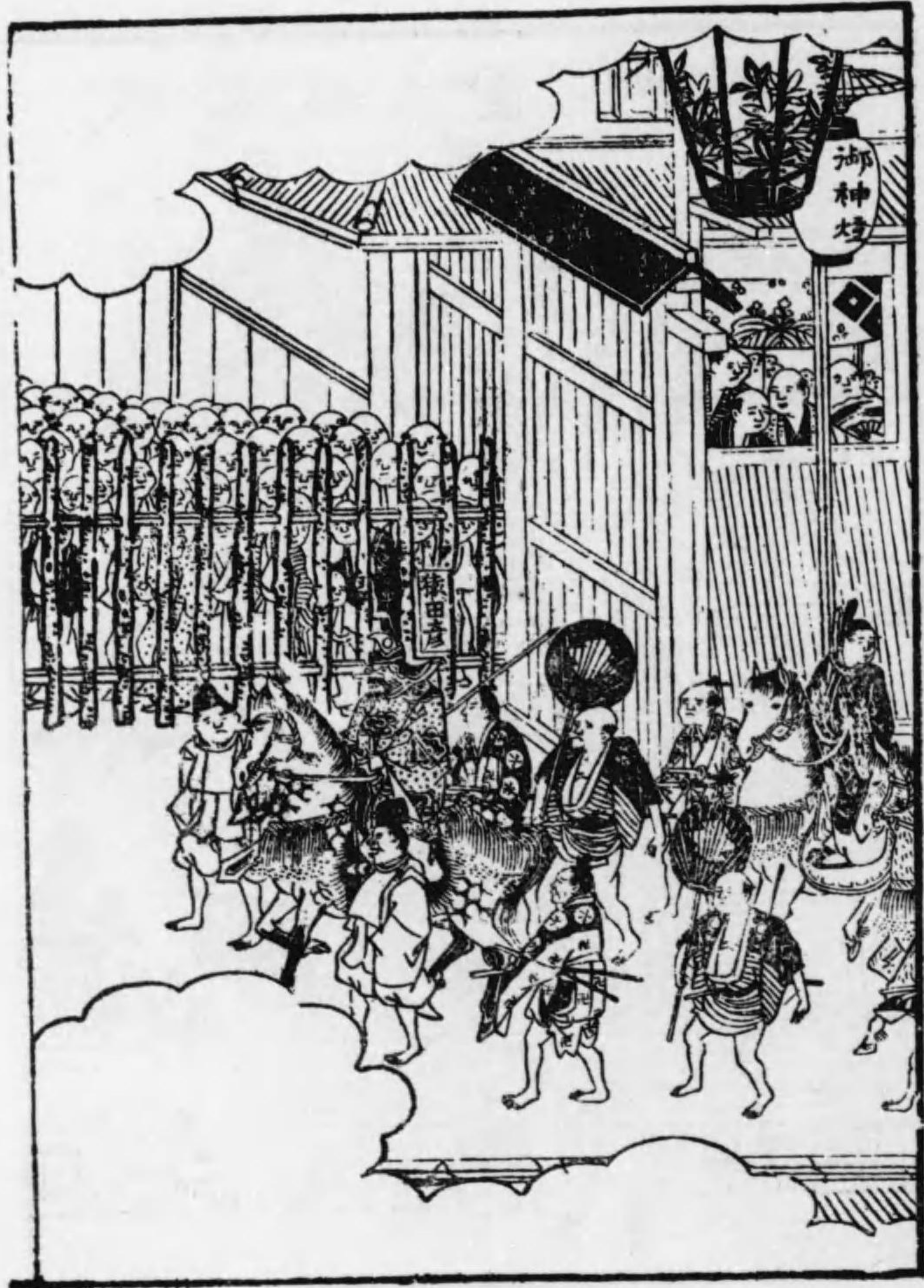
(るよに版原書業速浪・載所會圖勝名吉住) 三其式祓の越夏



其二



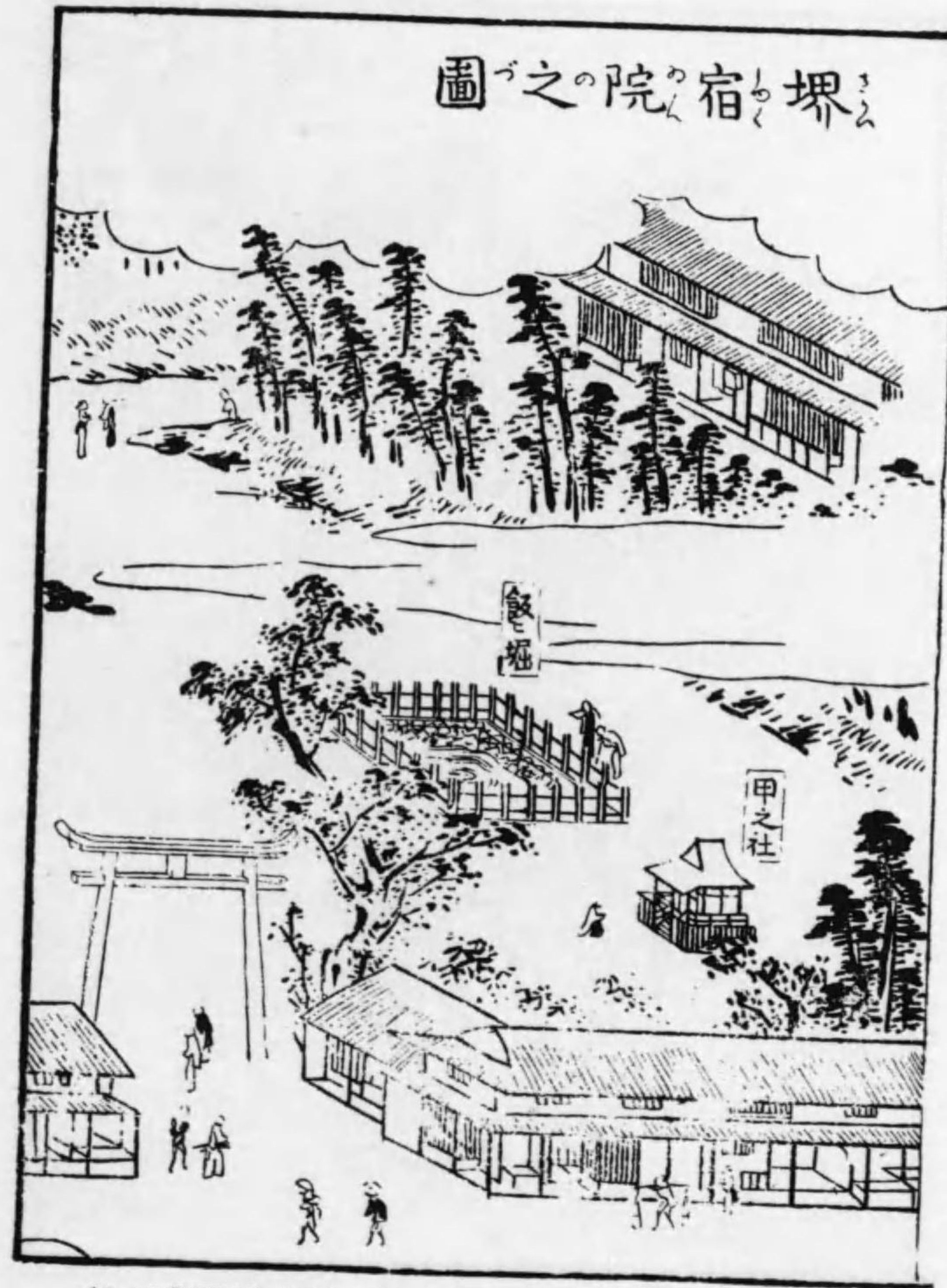




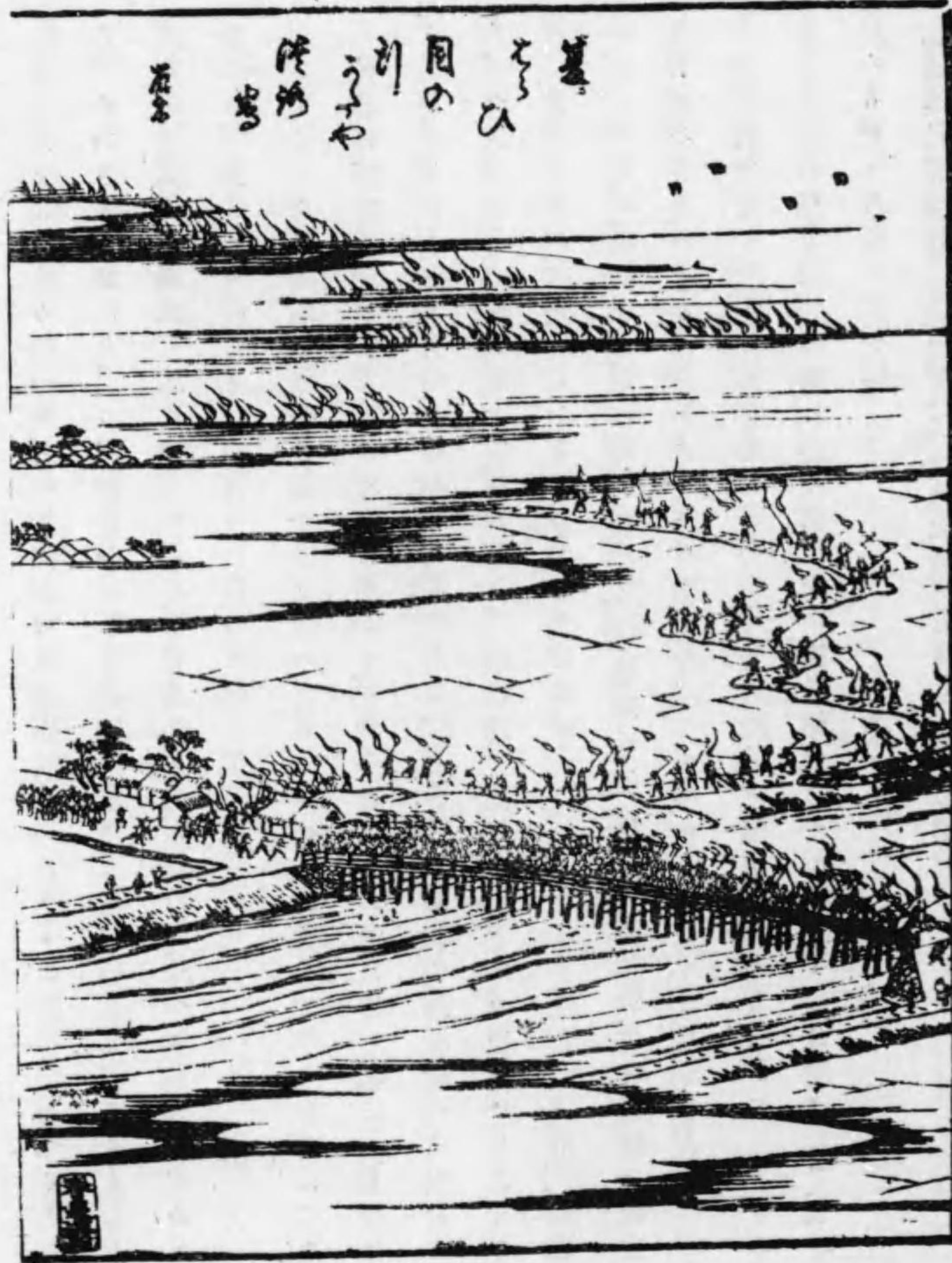
其四



住吉神社の宿の院之圖



(るよに版所原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 圖の所旅御堺社神吉住



(りよ會圖所名津攝) 四其式祓の越夏

『朝まだきより、方々のねりもの、母衣かけ武者小具足、いろ／＼の飾に手をつくしてわたる。そのさま、奇麗なり。さて晝時分より、鼻高鷹師馬にのりてわたる。社人もおなじく馬にのり、其次に、禰宜も馬にのり、一組に、數百人長刀鎧、なぎなた、かつきつれ、一組々々引てわたる。聲よきものどもは、小哥うたひつれたり。』

さて、それより、神馬に笠鉾さしかけ引てわたる。四社の神輿をまつりたてまつる。

社務は檳榔毛の車にて、反橋の本に立かく、神輿一社七度の濱に出し、潮におりひたりたまふをあがるまじきとの御事也とて拍子たてて、それより宿院の御旅所へ、遷幸ある。神人のつとをあげ、しばしありて、還御ある。御送迎の提灯まことに、おびたゞしきまつりごと。また／＼有べきともおもはれず、されば、御祓といふことは、今のさかい浦干興七佛のいにしへより、物在不思議の龍宮有今の宿院のうち也。彼砌に、如意寶珠、また壺を、埋置給ひ、住吉明神今日幸をなし、口をひらき給ふゆへに、祭禮をなし、神輿をこゝにうつし奉ると也。

御誓願の文に、今此三界皆是等有乃至唯一人能爲救護是とするも有がたし。さるによりて、此浦の潮を浴する輩は、必現當二世の願成就せりと、をの／＼當日潮に入て、水をあびけるも、かゝるゆへにや。』

『攝津名所圖會』第一卷に『晦日大祓』と題して次の如くに記す。

『神輿開口に神幸す。開口とは、堺の宿院なり。俗に御旅所といふ。六月小なれば、則二十九日を用ひ、大なれば晦日を用ふ。毎年神輿を昇ぐ輩、住吉松原に來り、海邊にて潮垢離を浴し、神輿一基神前に出して、神人社僧祝詞を修し、神遷ありて、社司多く騎馬にて供奉す。既に堺の御旅所に到る。初め社僧六七輩許り、素絹を着し、茶磨笠戴き、騎馬にて神に先つて堺に到り、七堂が濱御祓道大小路より神輿の幸を待ちて、既にして、又神を宿院の假宮に遷し、又祝詞を誦す、夜に入れば、神輿住吉に還幸。其時堺の地人船長漁師の類、手毎に炬を點じ、神輿を新大和橋北爪まで送る。數百人の炬、恰も白晝のごとし、これを西宮灘兵庫須磨明石の浦々、南は泉州貝塚、佐野岡田より此火を的として、神事を拜するとぞ。此橋爪より大阪の地人御迎挑灯として、侯屋敷船待の賈人水主、揖取の輩、數千の挑灯を照し列をして、酒機嫌に聲を揚げ、神輿を迎へ奉る。これを住吉の火替と云ふ。都て此神事は諸社に在りて、名越祓、又は荒和祓といふ。』

『大内裏の御時は百官みな、朱雀門に出で給ひて、祓を行はせ給ふ。これを大祓といふ。『公事根源』に曰く、大祓といふは、百官こと／＼く朱雀門に集りて、祓をなし侍るなり。』

六月、十二月二たびあり。天武天皇の御時よりはじまる。解除は觸穢などの時もあり。神事を行ふ時は、臨時とも常ともあれども、此大祓は百官一同にあつまりて、祓をするなり。

また、今日は家々に輪をこゆる事あり。拾遺集に（讀人しらず）

みな月のなごしのはらへする人は　ちとせのいのちのふといふなり

この歌をとなふるとぞ申しつたへ侍る。

又『法性寺關白記』には（後拾遺集）和泉式部の

思ふことみなつきねとてあさの葉を　きりにきりてもはらへつるかな

この歌を詠すべしと見えたり。『世説問答』に曰く。夏と秋との尅したるを祓するなり云々。

此尅するといふは、四時移り行く、相尅をいふ……夏之火と秋の金は、火尅金にて相生せず、故に夏秋のさかひに至つて天地相和せず、暴風洪水おこりて五穀不熟なり。陰陽和せざるゆゑ、惡氣行はれて、人民病惱死滅あり。其厄氣を和儺祓なり。これを名越祓、夏祓、夕祓、御祓、川夏祭等みな此大祓をいふなるべし。此事『日本紀』先代舊事記『神祇令』

『延喜式』『清涼御記』等に詳なり。

『住吉名勝圖會』には『晦日荒和大祓』と題して次のやうに、大祓の模様を述べてゐる。『早且、兩官社參幣殿に著座す。神官四人、神殿（第一神殿なり）に參り、神供を備へ奉り、正禰宜祝詞を奏し、神寶を出し奉る。二三四の（神殿の）御供も右に同じ、次に五所の御供備て奉

りて、各退出す。兩官住江殿にて束帶を着已尅以下の官々引て下客殿の庭に著座、正禰宜北にむかいて祝詞を奏し、次に酒一献をす、む。次に各本社に參る。

樂所亂聲をはつし神輿一基、神馬を寄奉る。

出御の時慶雲樂を奏す。北の門より出で、猪の鼻を南へ、曾利橋（反橋）を渡り、西の大鳥井に出づ、爰にて各馬に乗る。泉州堺の宿院へ供奉す。但し、音樂は大鳥井のほとりにて止む。宿院にいたり、總官、奉幣、宣命終つて連々踏を舞ふ。

次に舞樂ありて還御、御平橋より各下馬橋の北にて祓あり、終て後、西の門より入御、第三第四の御殿のあいだを通て、南中門より本社に入らせ給ふ。扱神寶等を納め奉り、次に酒三献終て、各退出

『攝津名所圖會大成』には『大和橋住吉神輿臺』と題して次の如く志してある。

新後拾　御祓してかへさ夜ふかき川浪の秋にかゝれる音の涼しさ　入道二品　親王　覺　譽

『六月三十日住吉社の夏越の大祓に神輿堺より還幸の時、堺の地人船長漁師のたぐひ、手々に炬火を點じ、當橋の神輿臺まで送る。數千の炬火あたかも白晝のごとし、又浪花より御迎として、諸侯の邸、舟持の賈人、水主、揖取の輩、數千提燈をてらし、此所より供奉して、本社に納む。就中、出雲秋田等の御藏屋敷より出る提燈夥しく世に名高し、されば此にて神燈

をかゆるが故に、俗にこれを火替の神夏といへり』

『堺鑑』上の卷に『宿院』と題して次の如く出てゐる。

『此地は住吉明神毎年六月晦日の御秘御旅所也。山の上に二社有。北は櫛取明神寶御前といへり。此所へ近年勸請す。此所の良に寶藏有、山の下に瑞垣を廻て空地有。此中へ御祓の時、御輿入玉ふ。住吉御造營の時、此所の諸式も同く、公儀の御遣立也。南に堀有、是を飯匙堀と世俗云來る。住吉明神の干珠を埋ませ玉ふ所とや。

此地東西南北の通路の口十一口有、住吉の吉と云文字に準たり。世に云傳れ共、正説を不知、又宿居とも書事有。神の假に在故にとかや、大鳥居の兩脇の宮の事、卷の端に記す』

『全堺詳志』上の卷（詳志七十三年前に完成）には『宿院』と題して次の如く誌す。

『南莊にあり、其地東西凡一町半南北一丁、住吉領にて、堺にあづからず、毎歲六月晦日、神輿、此に渡御あつて祓事あり。俗に所謂御旅所也。境内小祠數箇あり。神名前鑑に出たり。近街に甲斐町と云あり。神后凱陣の時、冑を宿院の内に埋と云より起り、冑の町也と云。

我邦人昔より甲冑二字の訓を取誤り、甲を兜蓋と訓じ、冑を鎧と訓する故に甲斐町と書來れり。飯匙據此所に在り、前鑑古跡門に、事實を詳に出たり。東北に名越の岡と云ふ名所あり、家隆の歌に、

今日の堺の御祓して千歳をのぶる神の宮人

此外集に載たる詠あり』

寶之市神事（十月十七日）

一、起源並沿革

神功皇后、三韓征伐の後に、三韓から朝貢船が我邦に年々來たのであるが、この朝貢船が、住吉浦に著いて、其の貢物を當神社に献上したのが、この寶之市神事の起源であると傳へられてゐる。

朝貢物の内、若干を諸民に頒ち賜うた爲めに、此の儀を寶之市又は財の市と呼んだのである。

この寶之市が全國に於ける市の濫觴であるといはれてゐる。近年まで此の日に社頭で升を賣つてゐた。それで寶の市を一名升の市ともいふのである。

芭蕉翁の句に

升買て分別かはる月見哉

といふのがあるが、この句は、寶之市で升を買ふ所を詠んだものである。

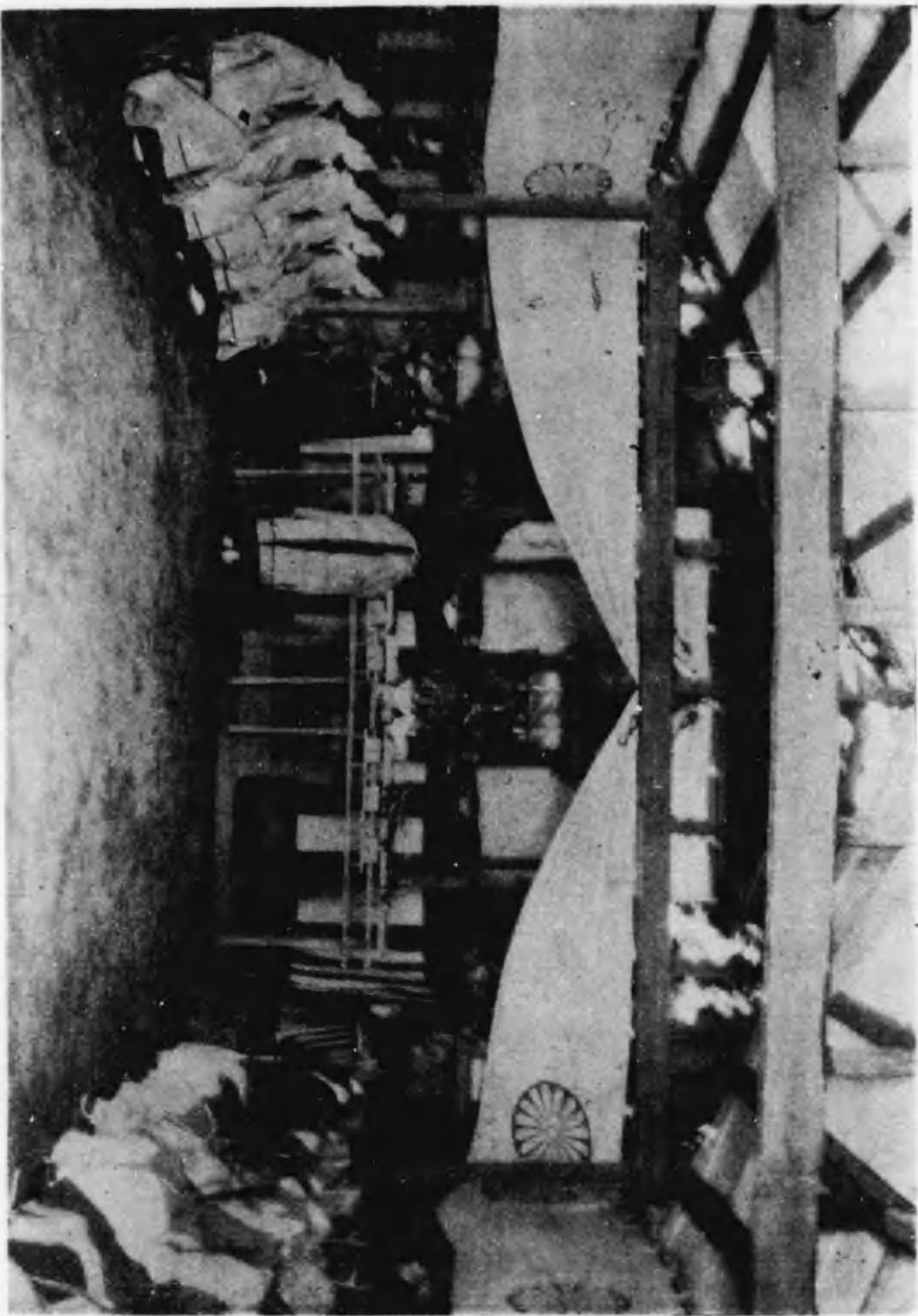
昔は、九月十三日（陰曆）に、社頭の北邊にあたる玉出島頓宮で、津守神主が勅使代として、宣命を奉り、相撲が十番あつた。これ即ち三韓退治の狀を表すものであるといはれてゐる。故に又此神事を相撲會とも云つたのである。

この祭は一時中絶したものであるが、官民共に惜むの餘り、再興し、今は神嘗祭の日、住吉公園禁裡御所御祈禱所の舊蹟に行宮を設けて行つてゐる。

二、神事執行の様

定刻、社頭で祓を受け、宮司以下神職、齋、市女稚兒（各十人）八乙女等隨從、函簿を整へて行宮所に渡御、市女は五穀を柙に入れて供進し、齋は紅白の朱環を奉り、稚兒は絹布を献じて攝泉の商業繁昌、國家安穩、五穀豊穰を祈願するのである。

當日の市女は大阪南地五花街の藝妓之を勤め、市女姿に装ひ、華やかな色彩の内に懐しい情緒を見るのである。



（ろこまる奉を授五女市）



(るこたるす織布絹の白紅紫羅) 二 共 事 神 市 の 寶

寶之市神事次第 (昭和四年十月十七日)

當日早且社殿祓所行宮所戴盃粉黛式場辨備

午前七時頃 五花街役員先著

市女稚兒附添人著社粉粧

正 午 各供奉員參集

午後一時 戴盃式粉黛式

先 神館所定ノ座ニ職事副役神樂女五花街役員等順次著席

次 相生昆布ヲ副役ノ前ニ置ク

次 加柄ヲ神樂女ノ前ニ置ク

次 粉黛臺ヲ神樂女ノ前ニ置ク

次 一ノ市女杉戸入口ヨリ參入一揖着座

中央迄進ム頃神樂女起座銚子三方ヲ執リ職事ニ薦ム

次 職事盃ヲ受ケテ乾盃

次 市女盃ヲ受ケ乾盃盃ハ取締ニ渡ス

次 副役市女ニ相生昆布ヲ授ク

次 粉黛ヲ受ク

次 所定ノ座ニ著ク

一ノ市女粉黛ニ向フ頃二ノ市女入ル、前同斷

一ノ市女著座スレバ直ニ饗膳ヲ配ス、此時二ノ市女粉黛ヲ受ケ

三ノ市女杉戸口ヨリ入ル

五人目加柄ヨリ長柄ニ神酒ヲ注グ

次 紛黛ノ神樂女起座退下

次 稚兒二人參入

次 職事ニ一禮所定ノ座ニ著ク

以下五組、其外同斷、次ニ饗膳ヲ配ス

次 職事以下順次退下

第一鼓 着 裝

第二鼓 玄關前整列

第三鼓 祓所へ參進

市女稚兒豫メ參著

王鼻、齋奉仕者參著

宮司以下著席

修 祓

了テ第一本殿ニ參進

豫メ御鳳輦ヲ大前ニ奉安神馬其後侍候

先 宮司以下所定ノ座ニ著ク

市女、稚兒、王鼻、右司、左司、役員及參列員同斷

次 開 扉 (警蹕 樂)

次 宮司遷御ヲ奏ス

次 遷御ノ儀アリ(警蹕 樂)

次 宮司拜禮

一同自座列拜(齋員ノ外齋、王鼻、右司、左司、市女、稚兒ヲモ含ム)

次 御發輦

行列順序次ノ通り

行列ハ豫メ整列宮司其他ノ列ニ加ハルヲ待ツ

寶之市神事行列書 (昭和四年十月十七日)

- 列大鼓白丁二—先拂大麻神人白丁一—金棒素襖二—御文庫高張白丁二—王鼻白丁二—御文庫講員—大玉串雜色一
- 白丁四—主典白丁一—〔五花街高張—金棒—風流花傘—正副取締—絹帛櫃白丁二—議長—稚兒—金棒—
- 五穀櫃—市女議員〕—御紋章高張白丁二—神饌櫃白丁二—神人白丁一—調理會高張白丁二—同會員—
- 樂人—紅白旗四流白丁四—金棒白丁二—齋白丁一—楯直垂二—鉾直垂二—弓直垂二—矢直垂二—劔直垂二—右司
- 白丁二—禰宜白丁一—小鬘雜色二—
- 鳳輦雜色八—臺持白丁二—鬘雜色二—宮司白丁一—神馬—大菅蓋雜色六—炭問屋—金棒白丁二—紅白旗四流
- 白丁四—主典白丁一—主典白丁一—主典白丁一—神人白丁一—伶人白丁一—伶人白丁一—神樂女八人白丁八—
- 港灣部—高張白丁二—高張白丁二—雜具辛櫃白丁二
- 一行宮所御著輦
- 先 宮司以下著床 (王鼻、右司、左司、市女、稚兒其他同斷)

此ノ間御神寶ノ飾付ヲナス

- 次 宮司拜禮
- 次 饌案ヲ神前ニ据ウ
- 次 禰宜以下獻饌
- 次 穀案ヲ神前ニ据ウ
- 次 齋、紅白糸環ヲ奉ル
- 次 市女五穀ヲ奉ル
- 次 獻帛案ヲ神前ニ据ウ
- 次 稚兒絹帛ヲ奉ル
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 八乙女神樂ヲ奏ス
- 次 玉串案ヲ神前ニ据ウ
- 次 宮司玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 禰宜以下列拜

- 次 王鼻玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 大阪港灣部員、炭問屋供奉員、五花街取締、調理會、御文庫講代表玉串ヲ奉リ拜禮

- 次 玉串案ヲ撤ス
- 次 絹帛案ヲ撤ス
- 次 献穀案ヲ撤ス
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 饌案ヲ撤ス
- 次 宮司拜禮

還御列次 (參進ノ時ニ同ジ)

市女稚兒ハ其儘仕奉ゼズ

第一本宮著御

- 先 御風輦ヲ大前ニ奉安ス 神馬其後ニ侍候
- 次 宮司以下著席 先ノ如シ

- 次 還御ヲ奏ス (警蹕奏樂)

- 次 還御ノ儀アリ

- 次 本殿閉扉 (警蹕)

退 下

附記

『難波鑑』には「住吉相撲會並賣市九月十三日」と題して、次の如くに記してゐる。

『むかしは當日の住吉において相撲競馬ありとぞ、是は神功皇后三韓御退治ありし時の例をうつしける也』

今は中絶してこのこともなかりき、さてまた、今月に入て、神前にをいて、市を立、舁をうりてから、是をたからの市といふ也。

予おもうに住吉の地主神は、侍者御前とて、女體にて、ましく、是を市姫と申て、すみよし日本國の市の立始めなるがゆゑに市のあるじとし侍れば、是等のことによりてか、此市姫に御子七人あり、すなはち七姓を給ふて住吉の氏人となり給ふ。大領氏、板屋氏、狛氏、これらは、今の津守氏の先祖也。そのほか、津氏、大宅氏、神奴氏、高木氏など、てあり、いづれも神とあがめ、七所に、鎮座なり給ふ、尋べし。』

『住吉名勝圖會』には、この神事について次の如くに記してゐる。



(るよに版原書叢速浪・載所會圖勝名吉住) 三其事神市之寶





(るよに版原書義速浪・載所鑑波難) 四其事神市之寶

「十三日、相撲會寅上尅宿院にて亂聲を發し、陵王納蘇利を奏す、兩官以下神輿供奉の人參り集る辰の上尅兩官以下南門より本社に參りかねて神寶を持奉る、巾蓋五本神輿四基神馬を寄奉り神輿を神輿に移し奉り慶雲樂を奏して渡御競馬二十騎左右にわかれ先行す、北の門より出て西に行四足門を出反橋をわたり、北に行て宿院の西の四足門に入る舞臺を經て宿院に至る、兩官以下左右に候す、正禰宜神靈を宿院に移し奉りて神輿神馬を下る。扱神寶同じく宿院へ座し奉る、兩官以下席を定む此間競馬左右にわかれ標山を馳廻る此間宿院において行事あれども事繁き故にこれを略す、扱講讀師高座に上り行道講談終つて、兩官以下悉盃酒をす、む、次に鱒、鯉、松茸の饗膳酒二献終つて葉籠を御供を捧く相撲十三番童相撲三番終つて勝負の舞拔頭納蘇利終て還御を催す、御輿神馬を寄せ奉り還城樂を奏し行列前ことし御路は馬場の南を猪鼻より西門に入り南中門より入れ奉る、神靈神寶を納りて各退出す、同日戌尅本殿庭御神樂」

尙ほ『攝津名所圖會』に記す處本文の『起源並沿革』の項に述べしと大同小異なれば、茲には掲げぬことにする。

『大日本百科辭典』

十月十七、十八日の兩日行ふ。此神事は往昔神功皇后征韓凱歸の日、彼の地の寶船八十

餘艘を得て、我衆庶に利福を興へられけるを記念せんとて、久しく執行ありしも、後漸く廢弛せり。然るに明治三十年十月十七日、大阪築港起工式に際し、築港成就海上安全の祈禱を當社に行ふ。

其時不思議にも松原の路傍叢の中より埋れたりし「禁裏御所祈禱所」と刻したる石標を見出せしにより、これを新に立て久しく廢れたりし此神事を再興し、毎年十月十七、十八、十九（後十七、十八の兩日となる）これを執行すること、せり。

こは専ら放西村捨三及當社禰宜故橋本光全の力に依れり。當日は松原に行官所を設け、神輿著御あつて後、獸儀次に市女五穀を樹に入れて供進し、齋は紅白線環を奉り、稚兒は絹布を奉る。

此の市女は大阪南地五花街の藝妓これを勤め、上藤の姿に粧ひて神輿に供奉するなり。昔は陰曆九月十三日（住吉相撲會）とて神輿大海神社の前玉出島に渡御津守の神主勅使代として宣命を讀み、終りて相撲十三番、童相撲三番あり。犢鼻褌の上に注連を纏ひて手合あり。後芝能を奉奏せり。此神事には商人社頭にて升を商ふ、故に世俗これを「賣の市」又「升の市」といふ。相撲會は中世より廢弛し、此神事も後漸く絶えたるなり。此夜はいはゆる豆名月なり。

官幣大社 大鳥神社現行特殊慣行神事

花摘祭（四月十三日）

一、起源並沿革

花摘祭の起源は不詳である。

沿革としては、古來花摘祭神事と稱し、渡御祭があつたが、明治五年以來一時中絶したるを明治十四年に至つて之を再興して今日に至つてゐる。再興當時の書類には次の如くに認めてある。

『五月三日、花摘祭神事と稱し、本社東馬場前御旅所へ、神輿渡御の古例に有之候處、爾來都合に依り、當日社頭祭典而已執行候處、本年より右神事執行、古例を存し度、御差支無之候はゞ御許容被下度、筋畧圖相添へ此段相伺候也。』

但し七月三十一日堺渡御の神事は従前の通りにて別段に候事（明治十四年四月八日附宮司富岡百鍊（鐵齋翁のこと）より大阪府知事建野郷三宛）

かくて再興せる花摘祭の神事は従来五月三日執行の處明治廿一年に至つて、信徒の願望により、四月十三日に行ふことになつた。

又明治三十一年以前は本社の東馬場前御旅所へ神幸の處、同年からは、濱寺公園地行宮所に渡御の事となつた。

然し渡御の道筋は其頃迄は舊道に依つたのであるが、明治三十三年からは、鳳街道に依つて神輿の渡御を執行する事になり、現今に至つてゐる。

猶、明治三十三年から大正七年までは、御鳳輦のみ、即日御還幸、神輿は行宮所に御泊になつて翌十四日には、石津高石の漁民等が、御旅所前の海濱に漁つて、鮮魚を献じ、祭典を奉仕することが例になつてゐたが、現今では行はれてゐない。

一、神事執行の模様

神事のある前日から、齋戒し、當日早且に神殿を裝飾し、神饌の調理もし、沐浴して威

儀を整へる。午後三時に御登輦になるが、其の前次の如うな儀式が行はれる。

先づ修祓を終り、宮司以下所定の座に著き、參列者も亦所定の座に著く。

次に宮司が御扉を開き畢りて側に候し（此の間奏樂警蹕）禰宜以下神饌を奉奠し、（此の間奏樂）それから、宮司の祝詞奏上、宮司以下拜禮、次で參列者の拜禮がある。畢つて、神饌を撤す。（此間奏樂）

かくて後、宮司は御分靈を奉持して御鳳輦に遷座し奉る。（此の間奏樂警蹕奏樂）

次で禰宜の閉扉、是等の儀終つて、宮司以下中門外に立列し、供奉の列が進發する。

午後三時に至つて御發輦（道樂を奏す）

それより鳳街道を濱寺公園に至り、左折して行宮所に至る。

行宮所著御後に於て、宮司以下神職の拜禮があり、畢つて禰宜以下献饌に當り、次で花摘女が花籠を奉獻し、宮司は祝詞を奏上する。宮司以下の拜禮があり、續いて參列者の拜禮、夫れより禰宜以下神饌を撤する。

御發輦祭、御旅所御發輦に當り、午後七時に、宮司還幸の詞を奏し、宮司以下の拜禮があり、畢つて御發輦となる。（行列の順序は前の如くである）

還御の儀、先づ西鳥居際から、道樂を奏し、宮司以下、昇殿し、禰宜が御扉を開き、次で還御となる。(此の間警蹕及奏樂あり) 禰宜以下献饌し。(此の間奏樂あり) 宮司の祝詞奏上、宮司以下拜禮、禰宜以下神饌を撤す。次で閉扉(此の間警蹕及奏樂)而して退出する。

明治十五年七月の『年中行事記』に依れば次の如き、式次を以て行はれてゐる。

前日(五月二日)から齋戒、同晩には御旅所地鎮祭當日(五月三日)早旦に神饌の調理があり、午前九時、合圖の第一鼓が鳴ると、身褌改服する。正午十二時第二鼓で參集。

午後二時の第三鼓が鳴ると、神前に參進して、先づ長官以下各村戸長周旅掛等被所に立列し(但し手水の儀あり) 祓主は修祓を行ひ、次で長官以下昇殿著座、奏樂裡に長官は御扉を開く。

禰宜以下神饌を奉る(此の間奏樂)而して奏樂裡に神饌を撤す、次で風箏を正面に進め、此時長官は遷座の祝詞を奏する。(警蹕八枚手奏樂)かくて、御發輦となり、長官は扉を閉ぢる。

行列及び行在所之式、先づ長官以下唐門内に立列し、次で供奉の行列進發し、行在所に著御すれば長官の拜禮あり、禰宜以下献饌。

禰宜の祝詞辭があり、長官は玉串を献げ、主典以下の拜禮、次で供奉の戸長周旅掛の拜禮。而して禰宜以下神饌を撤して、御發輦となる。(但し行列は前の如くである)

還幸之儀、先づ東鳥居際より道樂あり。次で還御、長官は還御の祝詞を奏上(警蹕八枚手) 禰宜以下献饌(此の間奏樂) 長官の拜禮、禰宜以下の拜禮畢り奏樂裡に神饌を撤し、次で閉扉(此の間警蹕奏樂)の後退出。

花摘祭渡御行列は仲々大仕掛なものであるが、行列の列順は次の如くである。

- 先拂 菊御紋高張 金棒 太鼓 烏ノ丸高張 猿田彦 騎馬朱傘挾箱 白熊毛槍 大鳥毛槍 高張 旗 長承寺講社 高張 旗
- 大鳥淨友社 高張 旗 攝津大鳥北濱神社 同社氏子總代 高張 旗 乳守遊廓 神饌唐櫃 稚子 同 同
- 同 同 花摘女指人 花車附仕丁 烏ノ丸高張 正副取箱 各委員 同 獅子頭 同 獅子頭 錦御旗 力士 三人
- 錦御旗 力士 烏ノ丸高張 千種鉾 菊之御紋高張 眞柿 二 大柿 四 神職 騎馬 御幣唐櫃 主典 騎馬 堀松
- 風講 高張 旗 同講員 堀信徒總代 菊御紋高張 紅白 大鉾 同小鉾 袋弓 同 御楯 同 菊御紋高張 口附 神馬 烏ノ丸高張
- 伶人 朱傘 人力車 同 同 菊御紋高張 明治天皇御下賜御太刀唐櫃 自紋高張 禰宜 騎馬 大錦蓋 二 菊御紋高張

御騎—御鳳輦合引賀輿丁御騎—小錦蓋—同自紋高張—宮司從者朱傘自紋高張—主典朱傘自紋高張—泉北郡長
 人力—鳳町警察署長人力—郡書記人力—鳳町長人力—各私祭委員徒歩—牛飼一人—牛飼一人—神輿
菊御紋高張—用具長持。(郡制廢止前の行列プログラム)

附記『大阪府全志』第五卷三五七頁に

『花摘祭、御祓祭、冬季祭あり、何れも亦當社に於ける重要な祭式にして、花摘祭は四月十三日行はれ、濱寺公園内の行宮に神輿の渡御ありて、堺乳守遊廓の妓女盛裝して來り、二人は仕丁に扮し花車を牽き、十人は花笠を冠りて花摘女に扮し、六名乃至八名は稚兒に扮し、稚兒と花摘女は仕丁の牽ける花車の前に徐行して前驅をなせり』とある。

堺 渡 御 祭 (七月三十一日)

一、起源並沿革

明治五年八月十三日を以て、堺市民の願出に依り大鳥神社堺渡御の儀施行せんと、區長から上申したが、明六年まで見合すべしとの指令があつたので、當時堺縣權少屬

兼務大鳥神社禰宜高宮正路氏は之に次の意見を具し『當社は中古以來、衰微せり、殊に本居先生の玉勝間にも、さること記載せられたりとて、物議〇〇たり、即ち當年は住吉神幸も、これなき故、其代りに當國一宮にて堺地へ神幸せられたしと市民何れも之を期待し居れり、されば是非其當年、當社の堺渡御施行せられたし』と述べて再び上申した處が、許可になり、五年八月十三日に堺宿院頓宮に渡御の儀を行つた。これが大鳥神社堺渡御の起源である。

爾來、明治八年に至るまで毎年八月十三日執行して來たが、同九年七月二十三日地方長官の指定によつて、神輿渡御は七月三十一日と定められた。爾後、七月三十一日を以て渡御の儀があるが、大正十一年十一月七日に、宿院頓宮に當社の攝社大鳥井瀬神社を遷座し、頓宮は現在では攝社所在地になつてゐるけれども、渡御の儀は變らな

二、神事執行の様

七月三十日から齋戒し、神殿の裝飾、神饌の調理をなし、午後四時に至つて、宵宮の祭

典を行ひ、並に行宮所地鎮祭をも行ふ。

當日即七月三十一日午後三時、出御祭典が行はれる。祭典の儀は早且に神饌を調理し、沐浴威儀を整へ、修祓の儀があり、畢つて、宮司以下所定の座に著く。次で参列者亦所定の座に著く。

先づ宮司は奏樂警蹕裡に、開扉し、禰宜以下神饌を献る（此の間奏樂）而して宮司は祝詞を奏上し、宮司以下の拜禮、参列者の拜禮が畢ると、奏樂裡に神饌を撤する。かくて、宮司は遷座の詞を奏し、畢つて、宮司は御分靈を奉持して御鳳輦に遷座し奉る（此の間奏樂・警蹕）次で宮司は扉を閉ぢ、道樂は發せられ、御發輦となり、諸員之に供奉する。御道筋は小栗街道から湊を経て、大阪紀州街道に出で、堺市北半町から左折して、七道濱に至つて御休憩になる。而して御休憩所を御發輦、中濱を経て宿院の御旅所に御著。

（但し鳥井際から道樂）

行宮所之式 午後十時、宮司以下拜禮の後、所定の座に著き、次で参列者亦所定の座に著く。次で奏樂裡に禰宜以下神饌を供し、畢つて、宮司は祝詞を奏上。宮司以下拜禮及び参列者の拜禮があつて、奏樂裡に神饌を撤せられる。

還幸之式 宮司以下の拜禮があり、次で道樂を發し、而して還御となる。

御道筋は宿院から山ノ口筋を経て小栗街道に出で、西ノ鳥居際から道樂があり、著御になつて道樂やみ、宮司昇殿著座し、禰宜は奏樂裡に御扉を開き、次で宮司は御靈代を御内陣に遷し奉るのである。（此の間奏樂あり）禰宜以下神饌を供す（此の間奏樂）次で宮司は祝詞を奏上。

宮司以下拜禮。奏樂裡に神饌は撤せられ、宮司は御扉を閉づ（此の間奏樂あり）而して一同退出。

三、堺渡御祭行列 次第

先拂、堺米問屋、堺酒造業、堺魚問屋、堺酒油問屋、堺肥料商、堺薪炭商、堺乾物商、堺市米商、堺履物商組合、堺市醬油商、堺市諸商群列、堺乳守遊廓同取締、同上委員、堺市書記、長承寺永樂講、長承寺永續講、長承寺正名會、大鳥辻講社、北王子美波比講、其他元講社、金棒一人 鳥ノ丸高張一人、口附、猿田彦騎馬、朱傘 太鼓、三先箱 白熊毛槍、大鳥毛槍、鳥ノ丸高張 武者騎馬、同、同、武者徒歩、同、同、同、同、菊之高張 錦旗、三神職 騎馬、紅旗 千種、四鳥ノ丸高張 獅子頭、獅子頭、二菊ノ御紋高張 大神、四人 眞神

二 御幣唐櫃二 神職朱傘 菊御紋高張 神饌唐櫃 主典出仕朱傘 騎馬 神職朱傘 騎馬 神職朱傘 騎馬 堺吳服商仲間高張 旗 堺松風
 講堺市委員高張 堺市委員烏丸高張 大鉾 同 同 小鉾 同 同 飾弓 同 袋弓 同 同 御楯 同 同
 同菊御紋高張 口附神馬 烏丸高張 伶人朱傘 人力車 同 同菊御紋高張 御太刀唐櫃二 自紋高張朱傘 騎馬 主典自紋高張 禰宜朱傘 騎馬
 大錦蓋四 金棒二 菊高張御騎 御風輦合引賀與丁 御騎 菊高張 小錦蓋二 同人二 同人金棒 自紋高張 宮司朱傘 騎馬 從者
 自紋高張朱傘 騎馬 主典朱傘 騎馬 泉北郡長、風警察署長、泉北郡書記、鳳町長、郡部私祭委員菊ノ高張 神輿 臺 菊高張
 用具長持二 人。

明治十五年七月『年中行事記』に依れば、堺渡御祭式次第も大畧次の如くに記してある。

前日（七月三十日）より齋戒し、神殿裝飾神饌の調理に従ひ、午後四時宵宮の祭典を執り行し並に行宮地鎮祭を行ふ。（斯の祭典之式は現行の式と餘り變る處はないが、多少とも異つた所があるから、後日の爲に記する事にする。）

當日（三十一日）早且先づ神饌の調理をなし、午前九時の第一鼓にて沐浴威儀を整へ、第二鼓午前十一時社務所に參集、第三鼓正午十二時神前に參進。（但手木の儀あり）先づ神

官及神幸掛以下被に立列し、被主修被の祝辭を讀み、畢つて神饌及び神宮供奉の諸人を祓ふ。次で神官昇殿し版に著く。

奏樂裡に禰宜御扉を開き、禰宜以下神饌を献る。次で宮司祝辭を奏上、畢つて玉串を奉る。（玉串は主典持出で傍に就て附す）次で禰宜以下の拜禮があり、奏樂裡に神饌が撤せられる。而して風輦は幣殿に上り、宮司は昇殿し、遷座の御儀がある。（此の間替舞八枚手奏樂）次で宮司扉を閉ぢ、それより道樂を發し、御發輦となり、諸員之に供奉する。

頓宮之式は先づ長官以下版に著き（但鳥井際から道樂を奏す）著御になり、道樂は止む。次で奏樂裡に禰宜以下神饌を献る。長官祝辭を奏上。

それより住吉神社の社員の拜禮があり、禰宜以下拜禮し、郡區長の拜禮、戸長以下の拜禮終つて退版する。

還幸之式は先づ頓宮掛が時刻を報ずると、長官以下齋庭に著く。次で長官は還幸の由を奏上する。禰宜以下奏樂裡に神饌を撤する。かくて道樂起り還幸の順序になる。それから行列が進んで當社西鳥居際から道樂が發せられ、著御になると道樂は止む。次で長官以下昇殿著版する。

附記 『大阪府全志』第五卷三五七頁に次の如くある。

『御祓祭は七月三十一日に行はれて人形其他の作物を牽出し堺市宿院の行宮に神輿の渡御あり。宿院はもと住吉神社の御旅所たりしも、明治維新の後、同社の神幸廢絶せしかば、市民の請によりて當社御祓祭の頓宮となせしものにて後住吉神社の神幸を再興せらるゝに及びて兩社の御幸所となれるなり。兩祭とも遠近より賽者群集して股賑を極む。』

冬 季 祭 (十一月二十八日)

一、起源並沿革

明治十八九兩年に亘りて、本殿拜殿透塀等の彩色塗直し、屋根檜皮葺其他の修繕を行ひ、社頭の面目を一新したるに當り、年二度の渡御祭は奉仕してゐるけれども、社頭に於て一般氏子や信徒達の奉仕すべき祭典の無いことは遺憾であるとし、冬季祭を行ふことになつた。即ち農村の秋の收穫を終へた十一月下旬に、此の祭典を行ふて神明に報賽の誠を致さんといふ主旨を以て此の祭典は始められた。爾來二日に涉

つて郡民が社頭に參集して、御祭を嚴肅且つ美はしく奉仕してゐる。

二、神事執行の模様

祭典は當日の午前十時から行はれるが、前日の早旦から社殿の裝飾や神饌の調理が行はれる。

當日午前十時になると修祓の式が行はれ、次で宮司以下の神職は所定の座に著き、參列者亦所定の場に著座する。而して奏樂裡に禰宜以下神饌を供し、宮司は祝詞を上げ、宮司以下の玉串拜禮があり、つゞいて參列者も玉串を献げ拜禮する。

奏樂裡に禰宜以下神饌を撤し、次で退出する。
當日は東馬場(當社境内)で郡内青年有志の奉納相撲と奉納劔術及大神樂等の催がある。此の二日に亘る祭典には多くの人々が參詣する。

尙此の祭典當日には鳳町及堺市の入營壯丁者の入營奉告祭をも行ひ、之に神符を授與することになつて居る。

官幣
大社 **生國魂神社現行特殊慣行神事**

生國魂神社は我邦の神社の内でも最も古い神社の一であつて、皇室武將などの尊
崇も篤かつた爲めに、往古に於ては、諸種の祭典も多く行はれてゐたのであるが、世相
の變遷と共に湮滅せる神事が多くあることは疑はれぬ。

然し今の所之を詳にする資料に乏しいのは返すべくも惜まるゝ次第である。而
して現行の特殊慣行神事は主として徳川時代に行はれたものを享け継ぎ來つてゐ
るやうである。

若菜祭と卯杖祭（二月七日）

一、起源並沿革

何時の頃より起りたるや、如何なる處に由來するや、共に詳でないが、往昔から當社

の年中行事の一として、いとも嚴肅に、執行はれて來たのである。

一、神事執行の様

當日早旦社殿を裝飾し、小祭式によつて祭典を執行するのであるが、神饌には特に若菜を加へ、神饌案の兩側には大根に若松の枝を挿立つるのである。式神樂の奉奏あつて宮司以下玉串に代へて、二尺餘りの梅の小枝に白紙を巻き、緒にて結びたる卯杖に各々氏名を書きたるを献奉りて拜禮するのである。

八幡宮御弓祭（一月十三日）

一、起源並沿革

御弓祭の起源については詳にすることはできぬが、豊臣秀吉の大阪城を築くに當り、本社を石山（今の大阪城本丸の地）より現在の地に遷座し奉り、特に境内に社殿を建設し、八幡宮を勸請して、北向八幡宮と稱し、大阪城守護神と崇め、城中の武士も亦厚く崇敬

し、日頃參詣して、的場を作り弓術を練り、又騎馬の術をも練つたことは社傳によつて明かであるが、現在の新年初弓祭も、これによつて行ふことになつたものであらう。

一、神事執行の様

此日神前に弓矢を飾り、午前十時祭儀を行ひ、宮司祝詞を奏し、其の由を奉告し、神職一同八幡宮の境内廣場にて交々射的して神慮を慰め奉りて祭典を畢るのである。

走馬祭（五月五日）

一、起源並沿革

走馬祭の起源については詳にすることはできぬが、社傳に依れば、神功皇后三韓征伐に當り、元當社大阪城本丸の地にありしに御參拜あり、神鏡神劔を納め、三韓の降伏を祈らせ給ひ、又社前にて射御の術を行ひ給ひ、神慮を慰め奉れるに始まるといはれてゐる。



(りよ會圖所名津攝) 馬 籠 流 魂 國 生



(るよに版原書叢速浪・載所鑑波難) 二其馬鎬流魂國生

次に近世の初めに至り、豊太閤の天正十一年大阪城を築くに當り、當社を現今の地に遷座し、其の守護神と崇め、又八幡宮の武神たるを以て特に、社内の北向八幡宮(城方)向八幡と稱し、特に大阪城守護神を建設して、城中の武士參詣し、又此所に射的場を作り、並に騎馬の術を練つたものである。

當日は城中の武士達が、腹巻陣羽織等を着けて威儀を調へ、流鏑馬を奉仕したといはれてゐる。

大阪落城豊臣家滅亡の後には、氏子の丁年者が之を奉仕したもので、つまり氏子の有志者が流鏑馬を奉仕したのである。然るに、此の祭事も漸次衰退に歸したが、尙ほ維新後其の遺風は存してゐた。計らずも、明治四十五年一月十六日の所謂南の大火に依つて、本社殿其他社地内の建物が烏有に歸したと同時に、祭事用の武具一切も焼失したが、當時流鏑馬を奉仕する有志者もなく、今はたゞ神職によつて、社前の馬場で馬を馳するに止まり、昔の形を傳ふるばかりとなつてゐる。

一、神事執行の模様

此日神前に武具を飾付け、正午頃、祭儀を行ひ大神に奉告し、畢つて後、神職一同、表門に竝立し交々馬を馳せ、馬場先を往復して神慮を慰め奉つてゐる。

此の神事をば、遠近の老若男女沿道に堵列して、靜肅に拜觀するのである。當日は所轄警察署から警官を派出して警戒する程の人数がある。

現在を以て如此くんば昔時の盛況は推してはかるに難くない。

附記

『難波鑑』第五に『生玉祭同九日』と題して

『當社御祭禮。引馬犀鉾母衣武者など、そのかみは、ありといへども、今は神前の松原にて「やぶさめ」あり。御輿一社をまつり奉る也』と記してある。

『攝津群談』十一卷に

『八幡神社 同所南の池の側にあり所祭應神帝也。小西攝津守武運を祈り感得あり、世俗北向八幡と號す』とあるがこの社が大阪城の守護神なると小西行長が信仰して武運の強かつた所から流鏑馬の儀式も行はれる様になつたも知れぬ。

『攝津名所圖會』卷の三に境内騎射の繪圖を載せて

『五月五日、生玉神社流鏑馬。——生玉の流鏑馬は天正の頃、豊太閤御在城の時、諸士此馬場先にて射術の稽古あり、北向八幡宮も、此時勸請し給ふ。今の流鏑馬はいにしへの遺風ならんかし』(慶長二年創立といはる)とある。又

『攝津名所圖會』卷之三、四に『北向八幡宮』と題して次の如くいつてゐる。

『生玉門前南の方蓮池の側にあり、生玉の社司松下氏守護す。勸請の初めは、慶長年中城中の諸士此地に於て射御の稽古場によつて、八幡宮を勸請しけるなり。今五月五日の流鏑馬は此遺風なり。地名も今に於て馬場前といふ。北向は守護の謂なり』

『諸國圖會年中行事大成』には次の如くに記してある。

『五日生玉流鏑馬——今日午の刻、流鏑馬あり、神前の門外より鳥居の方へ馳る、此所を馬場前といふ、其體腹卷陣羽織を着し、逸散して止る』

『あしの若葉一之上』(蜀山人が大阪に滞在せる所見記で百二十九年前の享和元年の著作である)には次の如くある。

『北向八幡宮——慶長年間中勸請あり、城中の諸士此所にて弓馬を學ぶ、今五月五日

の流鏑馬は此遺風なりといふ。北向は御城守護の謂也』

生國魂神社々記に依れば、

『流鏑馬 五月五日又走馬祭と唱へ、當日神夏畢りて、表門通りにて氏子丁年の者奉仕す。

權輿は神功皇后幸而馳馬、三韓降伏之御祈禱云々西の方に向ひ走馬するといふ。

近世の初めにては豊臣秀頼公の近習之壯士當日群參奉仕し最も壯觀と云ふ。

現今に於て門前谷町東を馬場先と字す。是れ尙古遺式の證也云々』

道 饗 祭 (六月、十二月晦日)

一、起源並沿革

當社に於て此の祭を行ひ來れる事は何時の頃よりか詳かでないが、此祭の事は神祇令に、季冬夏道饗、同之。義解に、謂卜部等、於京四隅道上而祭之、言欲令鬼魅自外來者、不敢入京師而饗遇也、と云へり、又祝詞考に『さて是と鎮火を卜部のみして祭らしめらるゝは小祭故か、又皇朝の祭ならざりしか、且四隅同時に祭れば、卜部四人を用ゐらる、

仍^テ等と云ふか、かの京城四隅とは、京の外郭の、外の四隅なり、また國に、疫病などおこるときは、國の堺にて祭、京の疫など有時は、京城の四隅に祭る、是をば後に、四角四堺の祭といふ、云々』とあり。又寶龜元年六月十一日の紀に、祭疫神於京師四隅、畿内十堺、同九年三月の紀にも、畿内諸堺祭疫神と見え、臨時祭式にも畿内堺十所疫神祭あり、また天平七年八月の紀に大宰府疫死者多、云々、長門以還、諸國司守若介、專齋成道饗祭祀と有、諸國にても、行ふ事知るべし。』とあり、就中當社は都への交通の要津に當れる土地柄として古より今に到るまで絶えず行ひ來れるならんか。

一、神事執行の模様

當日午後四時乃至五時といふに社前に於て、神籬に八衢比古大神、八衢比咩大神、久那止大神を招奉りて常奠小祭式により執行するのである。

初 穂 祭 (十月十五日)

一、起源並沿革

何時の時代か其の起源は不明であるが、陰暦五月廿八日に、當社の御田植式があつて、其の祭典が行はれた。其の田に植えられた稻から出來た米は神饌の料にしたものである。

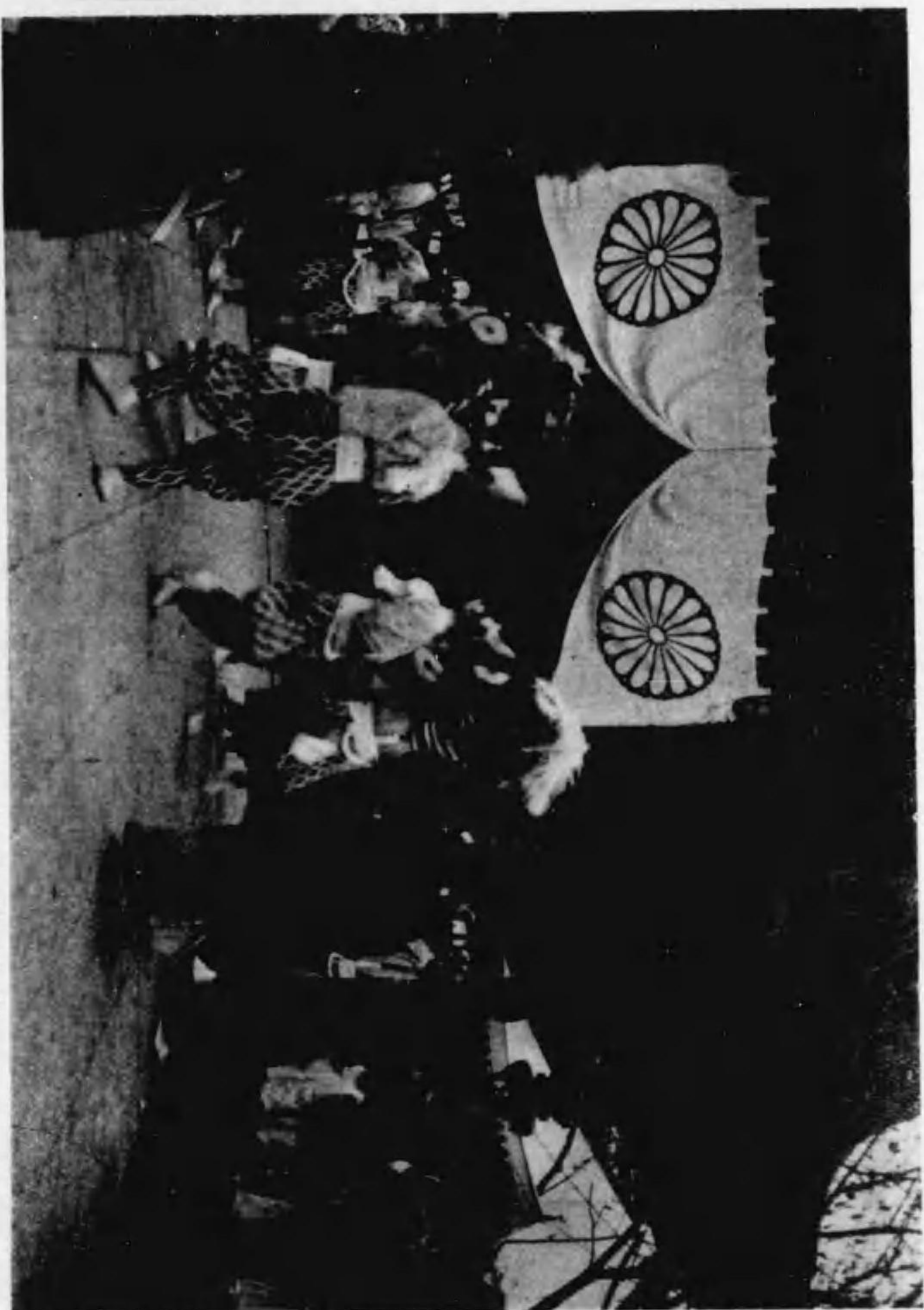
これは早苗祭といはれ其の年の豊作を祈るの祭典であるが、陰暦九月廿八日に至つて、刈田祭といふ典祭が行はれた。この祭典は五月廿八日の早苗祭の時に植付けられた早苗が秋になつて、たわわに實つたのを刈取つて神前に供奉して感謝の意を表する祭典であつた。それが中絶してゐたのを、昭和三年十月十五日に復興して『初穂祭』と稱するのである。

二、神事執行の様

初穂祭は十四日に宵宮祭、十五日に本祭を執行するのであるが、本祭は午後二時を期して、宮司以下職員一同修祓の上著座、中祭式によつて奉仕する。



(列行の進供穂初達鎌令の中子氏)



(舞臺前神の童子舞中子氏)

二 其 祭 禮 也

時刻氏子中より選ばれた十五歳以上の處女十二名（陪膳女と云ふ）白衣紅切袴の上に蘆を浮かせた粕を着、その上に稻穂を浮かせた唐衣と蝶と蜻蛉を浮かせた小忌衣を着け、髪は「おすべらかし」に楓と菊を挿したいと古雅な姿で内本町橋詰町の行宮境内から本社に向ひ末社北向八幡宮境内から列を整へて籠に盛つた初穂を捧げて参進し、傳供するのである。

當日は午前九時より伊勢神樂を催し、祭典終了後は大々神樂を奉奏し、その他種々の餘興もある。尙祭典後参拜者一般に神酒と甘酒を授與するを例とする。

附記 大正八年六月に發行せられた『官幣大社生國魂神社誌』に依ると次の如くに記してある。

『同廿八日（九月）刈田祭 早旦御本社及祓所を裝飾し敷設を具し、献幣帛神饌、常典中祭執行』と記し、更に「原由 五月廿八日早苗祭に植付たる神田の稻穂を苜取神前に奉備、依之苜田祭と唱ふ」（この神社誌の記事は『官社誌』の記事によつたものである）

尙同神社誌に引用してある『御傳畧記』の祭奠日の中には「十月午日、圭田刈穂神事」と記してある。

鎮火祭（十一月十二日）

一、起源並沿革

神祇令に、季夏火鎮祭、義解に、謂在宮城四方外角卜部等鑽火而祭之、爲防火災、故曰火鎮と見えたり。

こは六月、十二月晦日の夜に入りて行ふ祭なるが、その起原は、遠く神代にありて、伊弉諾伊弉册尊妹背二柱嫁繼給ひて國の八十國、島の八十島を生み給ひ八百萬神等を生み給ひて、麻奈弟子に火結神（阿遇突智神）を生み給ひて石隠り坐し、時に、「吾名妖命の所知食、上津國に心惡子を生置きて來ぬと宣り給ひて、反り坐して、更に、御子水神、菟川菜、埴山姫を生み給ひて、此心惡子の心荒びそは、水神、菟、埴山姫、川菜を持ちて鎮め奉れと、事教え悟し給ひし古事によりて行ふ祭事にて、當社は殊に人家稠密の浪華の土地に、鎮座の御社なれば、特に此の祭事を執行ひ、氏地を始め市内一般に火の災無からしめんと祈願するのである。

一、神事執行の様

當日夕刻境内の一部に神籬を設け、火牟須比大神、水波能賣大神、埴山比賣大神を招き奉りて、祭典を行ふのであるが、宮司の祝詞奏上を始むる頃、高く積まれたる松薪に火を放ちて之を焚き、その火の最も盛んなる頃、瓢にて水を掬いてこれにかけ、川菜を水に浸して、火を蔽ひ消すのである、その餘は常奠小祭式に據るのである。

官幣
大社 枚岡神社現行特殊慣行神事

御粥卜神事（二月十五日）

一、起源並沿革

御粥卜神事の起源は未だ詳かでない。

靈元天皇寛文十年（今から二百六十一年前）九月に刊行せられた『神社啓蒙卷之四』の枚岡神社の條に『社記曰、正月十五日卜田祭當日於神供所、燒小豆粥、粥上五寸、掛管、管中納百穀署、依蒸氣強弱占年穀之吉凶也。蓋当社第一神事、速水氏神主之外、無有相承。』とある。

其他元祿年間出版の『神道名目類聚鈔』及び享和年間出版の『河内名所圖會』にも亦之と大同小異の記事あり、尙同社所藏の御粥占引付日記（鎌倉時代初期のものと傳へらる）



其六

(河内名所會圖り) 御粥占之神事一



(同) 其二

それに續いて、御粥（白米五升、小豆三升）の煮え終るを待つて、御粥竹を三方臺に載せ、辛櫃に納めて、之を閉鎖し、神饌所に安置しておく。（御粥竹とは長さ五寸、直徑約七八分位の女竹五十三本を葛藤で編み籠の中に入れ御粥と共に焚きこらすのである。）

同夜十一時に宮司以下の神職と氏子總代の手水の儀があり、手水の儀畢つて、祓所に著く。それから祓主が祓式を行ひ、禰宜が御粥竹を第一御正殿の案上に奉る。次に宮司が祝詞を奏げ、且つ拜禮する。それにつゞいて、禰宜以下氏子總代が拜禮をする。

それが終ると御粥竹割掌が各々中門内の御粥占座に著き、禰宜は案上の御粥竹を御粥卜座の案上に移すのである。次に卜定人（中臣氏人）御粥竹割掌が御粥竹を割りて今年一年間の五穀以下作物の豊凶を順次判じ主典之を註記し禰宜占記を御神前に奉安し元の座に著く。畢つて宮司以下退出する。

十五日午前八時禰宜以下御粥焚掌と御粥割掌が參殿する、是より先修祓の儀あり、禰宜御神前より占記を撤し御粥卜屋の案上に移す、次に御粥焚掌と御粥割掌（卜定人）が卜屋の座に着くのである、次に卜定人は御粥搔竹を持つて起ち上り、參詣人一同に

今年の豊凶を報告して元の座に着く、畢つて禰宜以下退出する。

御粥卜神事のあつた十五日午後二時から、中祭式に準じ報賽の祭典を執行する。

其の式次第概要は次の如くである。

粥占神事式次第（一月十四日午後三時）

一、所役定 神職關係者並淨衣

一、式次第

時刻禰宜以下及氏子總代所定の座に著く

是より先修祓

主典御圖を神前に奉安す

御圖案は豫め神前御橋の上に立つ

次 禰宜祝詞を奏す 微音

祝詞大神等乃神慮乎以豆粥占乃神事仕奉留人等乎占比定奉良久乎聞食志諾比給閉刀

畏美畏美毛白須

次 主典御圖を撤して拜殿の案上に置く

次 禰宜御圖案の側に候す

次 氏子總代順次進みて御圖を取る

氏子總代各自御圖を披きて案上に置く主典其當否を註す訖つて註記を案上に置きて復座す。

次 主典上座註記を神前に奉安す

次 禰宜祝詞を奏す 微音

祝詞大神等乃神慮乃隨示某乎始米粥占神事仕奉留人等四人乎定奉留事乃由乎告奉

良久刀白須

次 諸員退下

二、行 事 神職神事所役並ニ淨衣

前 儀 一月十四日午後四時

一、式次第

時刻禰宜以下及神事所役神饌所所定の座に著く

是より先修祓

次 禰宜火を鑽りかまき竈火を點すてん

次 所役占木を焼く

此間禰宜以下中臣の大祓を奏す、所役占木燃盡すを視て燼火を取出して臺上に並べ置く

次 當年中の晴雨を占す

所役臺上の燼火につきて今年十二月間の晴雨を月別に判じ主典之を註記す
(秘傳あり)

次 禰宜占竹を神前(第一殿)に奉安す

是より先所役粥の烹熟せるを視て釜中より占竹を取出して臺上に置く

次 諸員退下

後 儀 一月十四日午後十一時

一、式次第

時刻神職所役中門内所定の座に著く

是より先修祓

次 宮司祝詞を奏す

次 禰宜占竹を撤して臺上に安す

臺は豫め中門内中央に設く(御粥占座)

次 五穀其他の豊凶を占す

所役(御粥竹割掌) 占竹を割りて今年一年間の五穀以下作物の豊凶を順次に判じ主典之を註記す(秘傳あり)

次 禰宜占記を神前に奉安す

翌朝(十五日午前八時) 禰宜占記を撤し所定の場所に著きて所役と共に之を公衆に宣す

次 諸員退下

三、賽 祭 一月十五日午後二時

一、式次第

中祭式に準ず

一、神事諸役は定員四名とし氏子總代參列の席上神圖に依りて之を定め更に同補助として占儀に通ぜる氏子中の古老一名(中臣氏人)を特選して所役を助けて行事に與らしむ。

一、神事所用の占竹占木占臺等は前日乃至當日氏子總代參集の上之を辨備す。

一、神事所用品目左の如し。

- 米 五 升
- 小豆 三 升
- 占竹 五十三本 篠竹ヲ用ユ
- 占木 十二本 黒檜楮ヲ用ユ
- 占臺 二 臺 檜ヲ用ユ
- 占記 二 種

以上

附記

『河内名所圖會』卷之五に次の如く記してある。

『正月十五日、御粥占之神事』

『此日女竹の管を御粥の記五十四色の作物の數に表し、是をあみて釜の中に下げ御粥を

煮く其管の中に入れ小豆を舊記をもつて是を考へ豊凶を上下に分ち粥棒をさ、け其の年の占を高聲に告げしむ。群參の諸人年穀の占をしるしかへり耕作の一助とする事往古の遺風にして今にかはる事なくして誠に神慮のありがたきしるしなるべし。」

又其二『御粥占祝詞の圖』（此祝詞の事は神主鳥居氏の私説にして其餘の社家には傳らざるよし）

『御粥之記』

『麥之分』『早稻之分』『あけ山田の分』『あけの中田分』『あけの畑分』『下田の畑分』『下の畑分』に分類して前記五十四色の作物の數を明記しあり。

平 國 祭（五月廿一日午前十時）

一、起源並沿革

『神社啓蒙』卷之四、枚岡社の條に

『神武天皇の御宇戊午年春三月、當國草香村に入る。四月九日皇師兵を勅して、東伊駒山を踰へ、中州に入らんとす。時に皇師進み戰ふこと能はず、退いて還る。弱を示

す。神祇を禮祭し、遂に此の神態に因つて中州を平げ、凶賊を伐す、天下を一統す』と記してある。これが平國祭（このひらくにまつり）の起源である。

又同じく『神社啓蒙』に

『社記に曰く、二月朔日、平國祭、暮に及んで山に入り、木を採り、拜殿の樓閣を叩いて趨歸するなり。速水氏神主、神詞を申し、拜して退く』

とある。この記録によつて考ふるに『暮に及んで山に入つて木を採る云々』といふのは、神武天皇の皇軍が敵の監視を避けて、夜潜に山に入り、矛（こ）の柄にする木を伐つて、矛を着けて平國靈時に奉り、赤誠を以て戰勝を祈念し、愴惶として各々兵舎に還つた時の遺風であらう。尙ほ其の靈時の前に矛を列べた時に、其の音が物を叩いたやうに聞えたので、後世之を記念し傳へる爲めに拜殿樓閣を叩いたものである。此の神事は往古から當社に務たる水走氏が執行して來たものであるが、明治維新の際に中絶した。

大正七年五月に再興して今日に至つてゐる。

二、神事執行の様

五月廿一日の當日午前十時に宮司以下の手水の儀があり。次で祓式を行ひ、宮司以下着座、禰宜以下献饌にあたり、次に禰宜平國矛を振り、宮司は矛を献じ、祝詞を奏し、玉串を献げ拜禮する。

次で禰宜以下一同拜禮し、禰宜以下撤饌す。而して宮司以下退出する。

官幣中社 水無瀬宮現行特殊慣行神事

松 囃 神 式 (俗稱サンヤレと云ふ) (一月三日)

一、起源並沿革

承久三年五月、後鳥羽上皇は北條義時追討の院宣を下したが、間もなく皇軍破れ、義時は上皇を隱岐島に、中院 (土御門上皇) を土佐に、新院 (順徳院) を佐渡に遷し奉つた。かくて、後鳥羽上皇隱岐に在すこと十九年、遂に隱岐の島に崩御し給ふた。御手印の置文と共に其後、藤原信實の寫し奉つた後鳥羽天皇の御影 (御肖像畫) を御母七條院から天皇の愛させ給ひし、水無瀬の御舊殿に遷し御影堂を建て奉祀した。爾來、隱岐國から産物を毎年献供したのである。其後、この献供のこと廢絶せるも、尙ほ本宮では舊規を表して、この松囃の神事を執り行つてゐる。然し、松囃神事の起れる年月等は未

詳である。

二、神事執行の様

島本村大字廣瀬舊水無瀬領の配下粟辻の氏族の戸主男子十餘名が、各々麻袴に一
刀を佩し（現在は佩刀せず）竹枝を捧げ、一列縦隊となり、先頭のもの大鼓を打ち、次のもの
祝歌の上の句を唱へ、以下のもの一同、下の句を合唱して庭前の橘樹を三回廻つて退
出する。

次に、大字廣瀬舊水無瀬領配下の山本の氏族の戸主男子十餘名が、麻袴を着用し、竹
枝を捧げ祝歌を唱へ、庭前の橘樹を廻ること前回の粟辻の氏族の如くにする。式次
第は次の如くである。

一月三日午後七時、粟辻山本兩氏族參集の由注進がある。神門外では是等の人々の
爲めに修祓の儀が行はれる。

かくて、宮司以下神職、拜殿に著く、次で、粟辻山本兩氏族の總代が末位に著く。席定
つて、宮司は祝詞を奏上し、主典は祝竹を兩氏族の總代に授ける。而して各々退出。

次で、宮司以下の神職は社務所の廣間南面の庇に著き、粟辻山本兩氏族は前記の如
くにして、祝歌を唱へながら、橘樹のまわりを三回廻る。これが終ると、禰宜以下の神
職は拜殿に著座し、御供を兩氏族に授與する。しかして各々退出。

尙ほ當日の祝歌の歌詞は次の如くである。

御戸開かせたまへやア	此れも御祝よいねがとんだア
西の國から御米以て參つたア	此れも御祝よいねがとんだア
今年の鶯は何を以て參つたア	此れも御祝よいねがとんだア
舛と斛搔と俵以て參つたア	此れも御祝よいねがとんだア
御所の御内に藏建てたりやア	此れも御祝よいねがとんだア
錢藏金藏順に建てたりやア	此れも御祝よいねがとんだア
乾の角なる佐々良波立坪三百やア	此れも御祝よいねがとんだア
例年の鶴よりも龜よりも此の御所芽出度御暇申して明年參り候	

三、氏子と崇敬者との關係

ここに注意すべきことは、當社には氏子はないが、粟辻山本兩氏族は後鳥羽天皇の御影が、往古に於て隱岐國から、此の地御舊殿に遷された時に、供奉して來たものであると云ふので、兩氏族は當村に居住して水無瀬宮に従へ來つたものであるが、現今では此の神事に與る丈けである。

別格
官幣社
四條畷神社現行特殊慣行神事

春季祭並ニ御鎮座記念祭（四月三日―五日）

起 源

明治二十三年四月五日御鎮座ありしを以て爾來之を記念するため年々四月三日より五日に亘り三日間を春季祭と稱して大祭に準じ記念祭を執行するを恒例とした。而して明治三十年は宛も御祭神戰歿後五百五十年に相當するを以て神慮を慰め奉り、且は當時を偲ぶがため御輿渡御式を執行することになつた。御輿渡御式は都合によつて四月三日に行つた事もあつたが四月五日に執行する。

儀 式

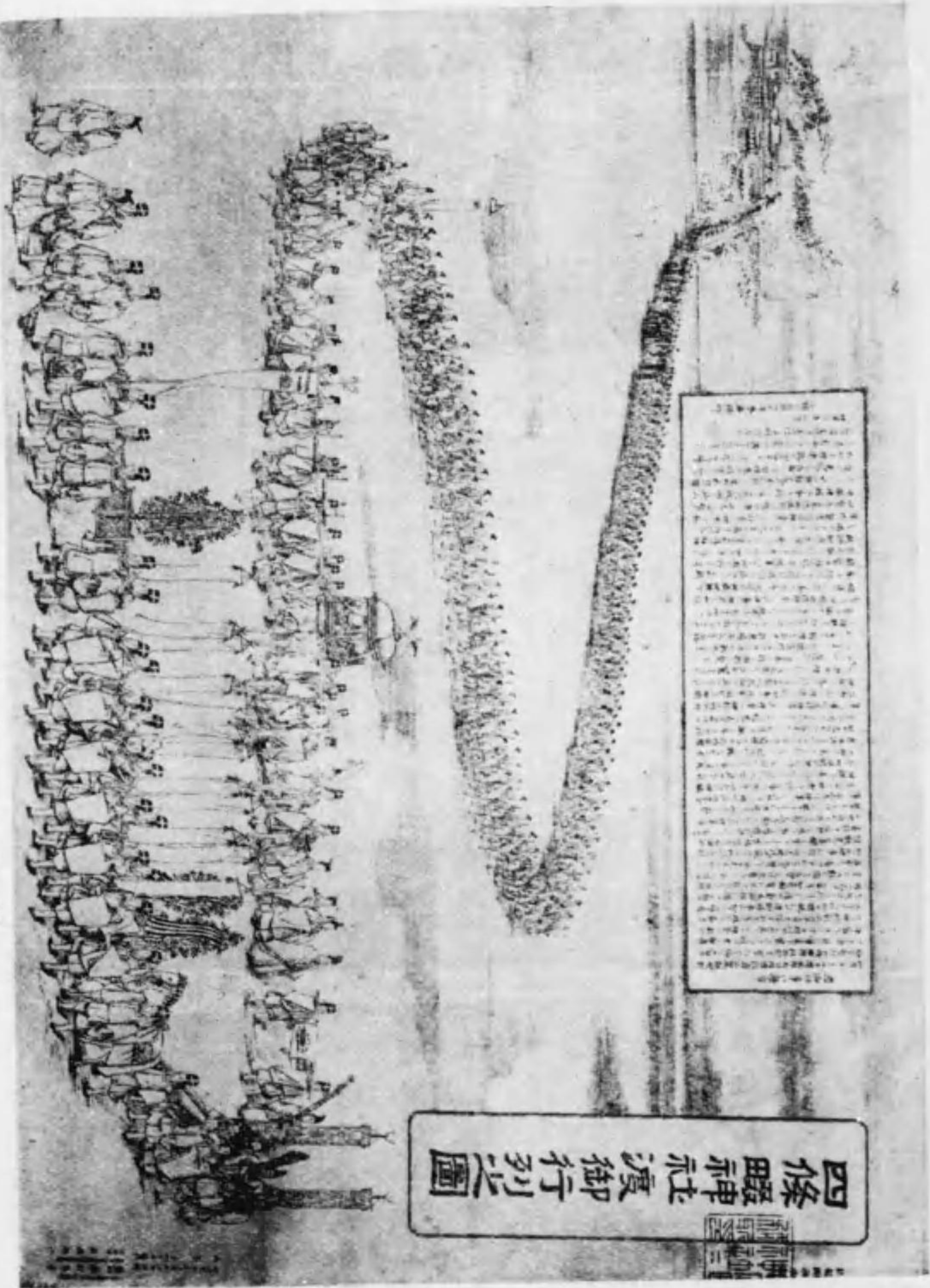
四月三日、四日の兩日大祭式に準じ本殿祭を執行する。

四月五日御輿渡式を執行する。

神輿渡御式次第

- 先 御神輿御發聲神事
- 次 南山遙拜所神事
- 次 湊川遙拜所神事
- 次 田疇御供神事
- 次 御祭神御墓所御旅所神事
- 次 和田賢秀命御墓所御旅所神事
- 次 御神輿御還幸神事

因に神輿渡御式の供奉行列中菊水の御旗に續く警固の武士は當年如意輪堂に死を誓つた一族郎黨の人数に擬し百四十三人の元讚良郡内小學校兒童をして各烏帽子直垂を着け手に弓矢を携へしめ、また遙拜所其他の神事に於て有志總代の讀み上げる祭文は悲壯慷慨見る者聞く者をして妖雲慘愴、公が殉國當時を追想し涙を呑んで感憤に堪へざらしめるの中自ら臣子の節義を獎勵するに足るの神事を營むを以



四條暖神社渡御行列之圖

て主眼とする。

主なる神事の解説

一、南山遙拜所神事

南山の方、東に向つて神輿を据え奉り、供奉員一同起立神職神饌を供し、祝詞を奏し、終つて有志總代祭文を読み上げる、これ公が四條畷出陣の際、天顔に咫尺し奉り決死の趣を奏上し、辱けない勅語を賜つた君臣永訣とも云ふべき昔日の精神と、今日別格官幣社の光榮を辱うされた君恩を謝し奉られる意を偶したもので、これ公が精忠を表する所以である。

一、湊川遙拜所神事

湊川の方面に向つて神輿を据え奉り供奉員一同起立神職神饌を供し祝詞を奏し、終つて有志總代祭文を読み上げる、これ公が櫻井驛に於て父正成公と訣別以來十年一日の如く遺訓を遵奉し朝夕國賊を斃さずんば止むまいと氷心鐵骨終に正平三年

の戦死となつた。昔日の精神と今日、朝恩優渥父公と同格の神社と仰がれ給うたのを父公に報せられる意を偶したもので公が純孝を表する所以である。

一、田疇御供神事

神輿を四條畷途上に据え奉り供奉員一同起立神職神饌を供し祝詞を奏し、終つて有志總代祭文を読み上げ、此處にて晝食として麥の握飯を喫する。これ戦鬪當日激戦の中賊軍八萬四圍の内で従容兵餉を終へ流るゝ血汐に咽を濕し、徐に賊帥師直が本陣に斫り入らんとする最後の精神を偶したもので、公が沈勇を表する所以である。

一、和田賢秀命御墓御旅行神事

神輿を和田賢秀命御墓御旅所に据え奉り供奉員一同起立神職神饌を供し、祝詞を奏し終つて有志總代祭文を読み上げる。これ一族郎黨の中で勇烈無雙の賢秀命の御墓に神輿を停め給ひ、共に昔日を語りて互に慰められる意を偶したもので公が信義を表する所以である。

渡御式

宮司以下神職供奉員一同庭上に整列し、先づ宮司は昇殿して、御靈璽を奉じ、神輿に遷御する。

次で行列を整へて御發輿になられ、南山（吉野神宮）遙拜所に著御、こゝで禰宜以下神饌を傳供する。傳供終つて、宮司は神輿の傍で遙拜の詞を奏する。次で有志總代の祭文朗讀があり、一同拜禮する。かくて湊川（湊川神社）遙拜所に神輿が著御すると、獻饌以下南山遙拜所で行つたと同様の式典を行ひ、式を終つて、再び御發輿、四條畷田疇に著御。それより禰宜以下神饌を傳供し、つゞいて宮司は祝詞を奏上する。次で有志總代の祭文朗奏があり。一同拜禮する。一同の拜禮終つて、禰宜以下神饌を撤す。一同休憩して喫飯午後一時に至る。

次で發輿、外屋御旅所に著御（獻饌以下田疇祭事に同じ）

而して發輿、塚脇御旅所に著御（獻饌以下前同様）こゝで式を終ると、神輿は順路本社に還御となる。こゝに於て宮司は御靈璽を奉じ之を本殿に遷御する。次で一同退出。

三、渡御式列次第及供奉者數 同服裝

- 一、先拂二人（素袍）二、箒持二人（白丁）三、鹽水二人（白丁）四、菊水旗一人（白丁）五、大神三人（白丁）六、鉦二人（白丁）七、倭文幣二人（白丁）八、神馬口取一人（白丁）九、神饌辛櫃二人（白丁）一〇、調饌師一人（狩衣）一一、錦旗六人（白丁）一二、梓弓一人（直垂）一三、太刀一人（直垂）一四、御寶劔二人（白丁）一五、御寶劔守護役一人（直垂）一六、禰宜一人（衣冠）一七、從者二人（素袍）一八、沓傘持二人（白丁）一九、神職二人（狩衣）二〇、神輿十六人（白丁）二一、具床二人（白丁）二二、神職二人（狩衣）二三、宮司一人（衣冠）二四、從者二人（素袍）二五、沓傘持二人（白丁）二六、主典一人（衣冠）二七、從者二人（素袍）二八、沓傘持二人（白丁）二九、有志總代四人（狩衣）三〇、菊水旗一人（直垂）三一、警固武士百四十二人（烏帽子直垂に木刀を佩き弓矢を持つ）

附記 供奉員總數二百八名（男子のみ）で、渡御先の地名は

田疇御旅所 北河内郡四條村大字北條字木田（國有地）

外屋御旅所 北河内郡甲可村大字南野字刈屋（小楠公墓地境内）

塚脇御旅所 北河内郡甲可村大字塚脇（和田賢秀公墓地境内）

四條吸神社

供奉員中有志總代の行事としては

南山遙拜祭文捧讀

湊川遙拜祭文捧讀

田疇祭祭文捧讀

和田賢秀祭々文捧讀

である。

昭和五年三月二十日印刷
昭和五年三月三十日發行

(非賣品)

不許	複製
----	----

編輯兼
發行者

財團法人大阪國學院

右代表者 辻尾規矩彦

大阪府泉北郡百舌鳥村大字百濟一番屋敷

桃谷印刷株式會社代表者

奥井太市

大阪市東成區鶴橋南之町一丁目五七八五

印刷者

發行所

財團法人大阪國學院

大阪府廳内

終

